

平成29年第2回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成29年6月9日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(12名)

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 渡 辺 幸 雄 君   | 2番  | 金 成 英 起 君   |
| 3番  | 須 藤 浩 二 君   | 4番  | 緑 川 富 士 男 君 |
| 5番  | 江 田 文 男 君   | 6番  | 笹 島 亮 二 君   |
| 7番  | 水 野 秀 一 君   | 8番  | 田 中 重 忠 君   |
| 9番  | 上 野 信 直 君   | 10番 | 角 田 勝 君     |
| 11番 | 久 保 木 芳 夫 君 | 12番 | 円 谷 忠 吉 君   |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                              |             |             |           |
|------------------------------|-------------|-------------|-----------|
| 町 長                          | 須 藤 一 夫 君   | 副 町 長       | 大 谷 修 治 君 |
| 教 育 長                        | 内 田 賢 寿 君   | 総 務 課 長     | 小 針 紀 喜 君 |
| 会 計 管 理 者                    | 八 代 敏 彦 君   | 建 設 水 道 課 長 | 江 田 豊 寿 君 |
| 税 務 課 長                      | 菊 池 三 重 子 君 | 住 民 課 長     | 坂 本 高 志 君 |
| 保 健 福 祉 課 長                  | 須 藤 寿 行 君   | 農 政 商 工 課 長 | 岡 部 真 君   |
| 学 校 教 育 課 長<br>兼 社 会 教 育 課 長 | 生 田 目 源 寿 君 |             |           |

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長 岡 部 栄 也 主 任 主 査 佐 川 建 治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり6人で25項目であります。一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問し、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

通告表をごらんをいただきたいと思います。

まず、質問順2、3番、須藤浩二議員の（1）磐城浅川駅についてと、質問順5、10番、角田勝議員の（1）磐城浅川駅舎の改築は利用者の利便性を考え、町はきちんと対応すべきが同趣旨扱い。次に、質問順4、8番、田中重忠議員の（3）町内小学校統合の計画と見通しについてと、質問順5、10番、角田勝議員の（6）町立小学校の統合への準備をするべきではないかが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君（1）町内交差点の横断歩道の白線が消えかけていると質問したが、その後の要望経過はの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 町内交差点の横断歩道の白線が消えかけていると質問しましたが、その後の要望経過はについてお伺いいたします。

私は、2月13日に一般質問通告書で町内交差点の横断歩道の白線が消えかけているから早急に要望し、白線の引き直しをお願いいたしました。それで私は3月の定例会一般質問いたしました。ところが、3カ月たっても今現在変わらず横断歩道の白線がさらに消えかけています。その消えかけている横断歩道を4月から小学生に入学した1年生が手を上げて渡っております。私たちが子供たちを安心・安全に通学できるように体制を整えてやるのが私たちの役目ではないでしょうか。せめて中学校校門前と、信金前の4カ所の横断歩道を早急に要望をお願いをいたします。前回、公安委員会に要望していくという説明がありましたが、その後の経過をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをします。

さきの議会で教育長答弁のとおり、3月17日に関係機関と合同で通学路合同点検を実施いたしました。ご指摘の場所も含め、町内一円における横断歩道等の要望をいたし、現在は県の公安委員会で作業中とのことでございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 町長、我が町の敷地内ですから、早急にやらせなくちゃだめなんですよ、だって。じゃ、何が安全なんですか、町長、あるいは教育長。何が安全なんですか。じゃ、子供たちにお話をする、スライドを見せる、何々をする。それだけが安全じゃないんです。やっぱり我々できるのは、消えかけている横断歩道、あるいは一旦停止、あるいは信号の故障などを早急にやってもらうのが、私たちの仕事ではないですか。公安委員会、公安委員会ではだめなんです。だから早急にやってもらわなくちゃ困るんです。4カ月ですよ、私が通告してから。それが行政でしょう。それが我々が子供たちを守る役目じゃないですか。教育長、違うんですか。なぜ早急に、あの中学校の校門前、消えかけているでしょう、あそこ。それを普段子供たちが通っているんですよ。すぐに連絡して、なぜすぐにやってもらわないんですか。信金の4カ所もそうでしょう。かなり薄いじゃないですか。そこを毎日、毎日、子供たちが通っているんです。教育長、どうですか。早急にやってくれと答えてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 担当課長が答えます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ただいまのご質問ですが、ただいま町長の答弁にもありましたように3月17日に関係機関と合同で通学路点検を実施しております。関係機関といたしますと、道路関係者、町建設水道課、石

川土木事務所、県関係です。あと、学校関係においても、各小中学校の各担当の方、あとは警察署関係で石川警察署からも直接見えまして、3月17日に合同点検を実施しました。

その中において、ご指摘の箇所、中学校の校門前と信金前という箇所もありますけれども、それ以外にも町内全域を見渡すと11カ所の同じような状況の箇所がありますので、横断歩道につきましては、ダイヤモンドを含めまして7カ所、停止線については、とまれの表示も含めして10カ所、そういった具体的な個所を直接現場で確認をいただき、早急に対応してほしいということで、3月17日に図面を提示しまして要望しております。

そういった中において、これらの道路関係における白線とか安全施設については、町道路管理者が実施するものと県の公安委員会がやるものということで明確に分かれている関係上、公安委員会については要望を具体的にしておりますが、県の施工でございますので、県のほうについてもさらなる取り組みを要望したいというふうに考えていますけれども、3月に点検をしましたので、速やかに本来やっていただくべきことではあるのかと思いますが、その辺の時期的なものについても早急に対応していただけるように、なお関係機関と連絡調整をしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 子供たちのためですから、ぜひ早急にやっていただけるようお願いいたします。3月17日にみんなでやった、何やって実施した、公安委員会に連絡した、それは別に構いません。それ大いに結構です。ただ、早急にやってもらうのが執行部です。ですから、早急にやっていただくことをお願いいたしまして、終わりにいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）浅川町が誇る城山公園を大々的にPRすべきの質問を許します。5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 浅川町が誇る城山公園を大々的にPRすべきについてお伺いいたします。

昔々からある城山公園は、本町の名物でもある地雷火花火を打ち上げる場所でもあります。頂上は、眺めもよく町が一望できるお城山です。平成29年5月12日の福島民報新聞の表紙に城山公園から見下ろした本町の水田、列車の走る見事な写真を掲載いたしました。町内、町外からも大評判だったと思います。ほかの町村がうらやましがる城山公園を、本町はもっともっと大々的にPRすべきだと思います。また、小・中学生も城山公園を散策したり、自然体験をして活用すべきだと思います。お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

町のシンボルである城山公園は、昨年度末に大がかりな剪定等を実施し、前にも増して眺望がよくなりました。今後は、町が加盟しております各観光団体を初め、関係機関に城山からの眺望という観点からあらゆる機会を捉え、PRをしていきたいと考えております。また、学校、小・中学生の活用に関しましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

現在、各小学校、中学校において、城山公園をベースとした学習活動を年間指導計画に位置づけて展開しているところです。町のシンボルである城山の魅力再発見のためにも、さらに活動内容を検討して大いに利用していきたいと思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ、小・中学校の人には、浅川町のシンボルである、そしてまた魅力のある城山公園を、ぜひ自然体験をしていただきたいと思います。

また、町長、鉄道マニア、写真マニアが浅川町は素晴らしいところがあると言っているんです。私、鉄道関係の仕事していますから、あちこちで鉄道マニアが写真を撮っているんです。聞いたら、浅川町は城山から撮った写真がすごいと、あと、弘法山ですか、弘法山から流れる川、冬の時、写真を撮ると、列車を入れると素晴らしい写真になると言っているんです。ですから、5月12日に民報社に載った新聞もやはりそういうマニアの方は知っております。

ですから、1年を通してこの城山公園から見下ろしたいのは、冬景色と列車が走る場所、3月は水田を張ったところと、やはり列車が走る写真らしいんです。そして、桜の季節も当然です。また、秋の紅葉も素晴らしいんです。ですから、マニアの方々、本当に城山公園、お城山公園があるからうらやましがっているのは当然なんです。

ですから、商工会と連携して、もっともっとPRすべきだと思います。そうすると観光客が私はふえる可能性はあると思います。登っている方にお話を聞くとすばらしく、360度、景観が素晴らしいという方が多いですから、ぜひ商工会と連携してPRをお願いします。最後にお聞きいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 貴重な提言を真摯に受けとめて、よく検討してまいりたいと思っております。また先般の民友、民報の一面に出されている、今言われている鉄道、水郡線の走る風景と、それからちょっと時期は忘れましたが、以前、全国版の週刊新潮に日本の有名な写真家、日本の夕陽を題材にした写真があつて、これもちょうど田植えの時期で、ため池が薄暗い中に黒く照らされた、そして太陽が沈む、素晴らしい週刊新潮に写真の掲載がありました。

そういうふうには外部の皆さん方から、ひとつ浅川の城山という眺望をこれからも大いにPRしていただいて、なおかつ、商工会の皆さん方とも春夏秋冬を通じて城山が我が町のシンボルで、今後も多くの皆さん方に愛される、そういう地域にできるように、町を挙げて全力で前向きに進んでいきたいなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ、商工会と連携して、春夏秋冬、にぎわうような城山になるようお願いを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）城山公園入口に地雷火花火の大きな立て看板設置をの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 城山公園入口に地雷火花火の大きな立て看板設置をについてお伺いいたします。

花火といえば浅川、花火といえば浅川の地雷火花火と誰もが認める日本一の地雷火花火です。どこの市町村も絶対にまねのできない地雷火花火です。そこで、城山公園入口に本町が自慢できる日本一の地雷火花火の立て看板を設置してはいかがでしょう。

今現在、城山公園入口には、縦30センチ、横40センチぐらいの城山公園と書かれた立て看板が里白石の入り口に1カ所、118号線ツルハドラッグの前後に2カ所設置してあると思います。ぜひ、地雷火花火の入った立て看板をお願いをしたいと思います。また、地雷火花火を打ち上げる付近に地雷火花火の説明板も立ててはどうでしょうか。立て看板によって城山公園に上がる人がさらにふえると思いますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 貴重な提言として伺っておきたいと思います。ご指摘のとおり浅川町の観光資源である浅川の花火、特に地雷火や、城山公園をさらに知ってもらうために立て看板は有効なものと思われます。ただ、城山地区への看板設置については、許認可等数々の課題がありますので、調査研究をして、可能であれば今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 恐らく、立て看板、私は大丈夫だと思うんです。それで、思い切ってやっぱり地雷火花火が打ち上がっている立て看板、何年か前には石川と福貴作の間に浅川町という入ったところに地雷火花火の看板があったと思うんです。今はないと思います。もし、私が勘違いしたら申しわけないですけども、以前はあったと思います。

それで町長、どうせ浅川町はもう地雷火で有名なんですから、ほかの町村でまねできないんだから、この入り口にアーチ形の地雷火看板を立ててはどうですか。だって、この地雷火花火の看板は確かにお金がかかるかもしれません。お金がかかるかもしれませんが、私たちのシンボルというのは花火なんです。そのためには2カ所、3カ所にある程度のお金をかけてもいいんじゃないですか。だって何十年ともつんですから。ぜひこの立て看板を検討してお願いをしますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 福貴作と箕輪、町境には、片や富三、片や花火と、こう裏表ですが、塗装し直してあると思います。それは前ちょっと塗装が剥げましたが、片や富三記念館ですが、片方は花火の里で、箕輪の境とこちらには塗りかえたと思って、意識、ちょっと考えが違うかな、よく確認したいと思いますが、あると思います。

それから、確かに看板は目に見える、ちっぽけなちょっと見てもわからないような看板は役に立たないわね。看板というのはでかくて、どこからでも目に入るというのが看板だと思うので、118号線を横断する看板はいろんな許認可等も必要だと思うんですが、城山の敷地内にやるということはいろいろ問題があると思います。これは商工会の皆さんとか、担当者の皆さんと町づくり、町への発信にかかわることですので、よく検討をして、予算のことはさておいて、その設置の方向については検討したいというふうに思っていますので、時間をちょっといただきたいなと思います。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） ぜひ、前向きな検討というのはありがとうございます。そして、今町長が言ったように

吉田記念館とあわせて何らかの形で地雷火花火の立て看板をお願いをいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、3番、須藤浩二君、（1）磐城浅川駅についての質問を許します。

3番、須藤浩二君。

〔3番 須藤浩二君起立〕

○3番（須藤浩二君） 昨日、町長の報告により浅川駅については報告がございましたが、一般通告をしておりますので、通告に基づいて質問をしたいと思えます。

J R磐城浅川駅について質問をいたします。J R磐城浅川駅が改修されると聞きましたが、J Rから何か説明があったのか。

次に、浅川町のシンボルでもある駅舎の保存を要望すべき。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（1）磐城浅川駅舎の改築は利用者の利便を考え、町はきちんと対応すべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

磐城浅川駅舎については、今、須藤議員も言われましたように町のシンボリックな建物であり、公共性の高い建物でもあります。この駅舎が、昨年のお話だということで伺いました、後で知りましたが、J Rから改築したいということで改築の話があって、図面も町に持ってきて話をしておくと、こういうふうな状況がわかりました。この磐城浅川駅舎の問題は、浅川町の議会でも過去2度から3度程度議論がありました。西口をつくったらいいだろうか、あるいは改造すべきだろうか、さまざまな議論があったんです。

そういう経過も踏まえながら、町はなぜこの町民の声を聞く姿勢、そして、公表する、そういう役割をきちんと果たさなかったのかということが私は疑問であります。町民の代表である議会にも、今まで決まるまで何の話もなかったということでありまして、私はこういう問題については、J Rから話があった昨年、あるいは3月議会前に全員協議会を開いて、こういう計画があって、こういう状態だということを説明して協議すべきだろうというふうに思うんです。

前置きはこのぐらいにして、通告しました1から4まで、駅舎改築計画はどうなっているのですかということ。J Rからの話や協議など経過、そして現状など。

2つ目には、町は今まで議会でも何度か駅舎について議論されたことがあったのに、なぜ議会での説明や協議をしなかったのか。

3、無人駅となり切符の購入などもできなくなってしまうのか。文字どおり全くの無人化になってしまうのかということであります。

4つ目には、利用者に不便となるなら町を挙げて力を合わせて、J R東日本に改めさせることをやる必要があると考えますが、お伺いしたいということであります。

須藤議員からもありましたけれども、きのう議会の冒頭に行政報告という形で、あの駅舎が改築になると、

全体としては3分の1ぐらいになるだろうと、待合室は若干小さくなるというような報告がありました。切符を売るのも今までどおりだということも報告の中にはありましたけれども、以上のことを踏まえて質問いたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

初めに、3番議員にお答えします。

1点目については、行政報告でも申し上げましたが、平成28年12月にJR東日本水戸支社総務部企画室職員担当者から話があり、その後、今年5月2日に正式に今年中の完成に向けた工事を行いたい旨の話がありました。

2点目については、建物の老朽化が進み、利用者の安全確保、維持管理上の問題があるため、改築ということでございますので、保存の要望をすることは考えてはおりません。

次に、10番議員にお答えします。

1点目については、3番議員にお答えしたとおりです。

2点目については、5月に正式な話があったことから、今回の行政報告で申し上げたところでございます。

3点目、4点目については、行政報告で申し上げたとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 答弁いただきました。

29年度内に、既にもう今年改築をするという話をいただいたということ。事前協議があつて改築するのであればやむなしとも思うわけですが、突然の改築案にちょっと納得がいかないのが正直なところであります。というのも、あの駅舎は単なる駅舎ではないと私は思っております。浅川町の代表する浅川町のシンボルでもある駅舎だと私は思っております。耐震がダメならば耐震工事をし、できるだけ現況のままで保存し、皆さんの思い出の詰まった駅舎を保存すべきと私は考えております。

再度お伺いします。今後の協議は一切ないということでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） ただいまの質問でございますけれども、建築されたのは昭和9年に浅川の駅舎が建築をされております。既に83年からの年月が過ぎており、老朽化が進んでいるということでございます。そのために今言われた耐震等を行ってやる考えはJRではないというような話でございましたので、これについても利便性を考えれば、やむを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 再度、質問します。

昭和9年から現在の駅舎が建っている、耐震は無理だというのも今の建築技術をもってすれば不可能ではないと私は思います。また、あの駅舎は多分ここにおられる方々も、集団就職やいろいろな面でかなり思い出がある駅舎だと私は思います。その駅舎をぜひともJRと協議をして耐震工事をして現在のままで保存することを要望し、質問を終わります。



○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町に見取り図が、図面が来ておるといことがわかりました。ぜひこの際、その見取り図というんですか、図面を、議員にも配付を願いたいということが一つであります。

それと、けさほど浅川駅に行って、通勤通学の人たちの数を、駅を管理している蛭田さんと話を伺ってまいりました。私が人数を調べたのが6時37分と7時5分でありました。6時37分は、郡山に通う人が1人と、それからほとんどが郡山、あるいは石川を経由して矢吹というような人もいるのかなと思うんですが、あわせて病院に通うお年寄りが2人、それから、通勤の方が1人、そして、通学の生徒が28人、31人の方が6時37分に乗りました。7時5分にも、これは下り列車、7時5分の上りでは、合計29人の高校生、通勤の人はちょっと見当たりませんでした。それから7時49分の下り、これは主に石川等の通学、通勤の方なんです、時間の関係上、割愛しましたけれども、蛭田さんの話では約30人はいるだろうと。ですから7時49分は、6時37分の通学、通勤の乗客数とほぼ同じで、あわせて8時2分にもおよそ10人ぐらいの方が乗りました。こういうふうなことで合わせてちょうど100人なんです。およそであります。

ですから、この浅川の駅舎の重要性というのは、この数字を見ただけでもわかるかと思えます。今、須藤議員からも集団就職で涙を流しながらあの駅を離れた、そういう光景を私も今、須藤議員の質問を聞いて思い出しました。本当に思い出のある、しかも町の顔といってもよい、そういう建物であります。ですから、多くの人にやはり明らかにして、町民の理解を得るといことは、私は大事だと思うんです。

そこで、今言われましたように、一つは図面を出してほしいということでもあります。

それから2つ目には、やっぱり町がこういう問題が来たときに、町長の話では今、答弁では5月に正式に話があったので、きのう行政報告で報告しましたと、こういうことでもあります。しかし、去年に10月の段階でもう話があったと、こういうふうな状況も町にはわかるわけです。町長に届いていないのかどうか、それは私は届いていると思うんです。そういう状況の中で、なぜ議会にその旨、協議会を開かなかったのか、この点については町長、答弁がありませんでしたので、お伺いしたいと思えます。

3つ目には、この駅舎は町のシンボリックで、しかも町の顔的な、そういう建物でありますので、JRがこういうふうにしてつくりたいんだと、耐震化の問題、やむを得ないとすれば、待合室の広さも、少なくとも今程度は確保してほしいということや、あるいは町が何かあの建物を使って、例えば、塙の図書館やお土産店を併設してありますけれども、そういう多面的な利用、こういうものもやはり何ら考えずに、ご無理ごもっともですという形になったのか、これはやはり町の職員の総意を生かしながら、町長のそういう考えの中で、あの建物を利用して何かやっぱり公共的なそういうものをできないかということであれば、JRは話に応じるということもあると思えます。

そして、一定の予算が必要だとすれば、町民からもいろいろ具体的な提案なんかしてもらって、こういうことができないかと、例えば、今までやっていた未来会のミニコンサートなんかでもできる程度のものにしてほしいとか、あるいはいろいろ多面的な利用をする、そういうために私は予算を使っても町民は理解するだろうというふうに思うんであります。そういう多面的な検討、こういうことが町内でも話にもしなかったのかどうか、この点お伺いしたいと思えます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 図面の配付に関しましては、私のほうは図面はいただいておりません。そういうことで配付については当然できないというふうに考えております。

2点目でございますけれども、協議会を開かなかったということでございますけれども、これについては12月ということで事務的なレベルでの話でございました。その後一切話がなく、5月2日だったと思うんですけども、正式に話があったことから今回、行政報告をしたということでございます。

駅のシンボルということで、先ほど須藤議員のほうにも話をしましたが、昭和9年に建築がされ、83年が経過し、老朽化が進んだということで、JRとしてはお客様に迷惑がかからないような安全確保、維持管理の問題が出てきたということでの改築だということで話は伺っているところでございます。広さにつきましては、約3分の1程度と話はしたんですけども、待合室のスペースだけでいいと、現在36平米あるそうです。これが30平米ということで若干少なくなるということで、ただ駅務室ということで切符の販売所になるのかなと思うんですけども、これについては現在6平米、これが17平米に拡張されるという話は伺っております。

また、先ほど言われましたミニコンサートの件だったんですけども、今年度から場所が変わっておるかと思えます。昨年度まではミニコンサートを開いたわけでございますけれども、駅周辺の方々から何かJRのほうに苦情が行ったということで、それらが使えないというような話になったということで、今後、その辺についても再度確認はしたいなと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 答弁漏れがあります。町長、この類いの問題は、議会にやはり明らかにし、そして、広報なんかでも流して、そして、町民の具体的な提案を募るとか、考えを問うとか、そういうことをやるのが私は妥当だと思うんです。本当に突然で戸惑ったというのは須藤議員の偽らざる、これは議員全ての方々の声であります。やっぱり町長は、もっと町民との対話、議会との協議、こういうものを重んじなければならない、こう思うのでありますが、その点の答弁がありませんので、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私は、事務的な実情の中のことは余り詳細には知っておりませんが、いよいよ建てかえをして取り壊すということについては、私は了承しました。それはなぜかということ、広大にあのままJRが駅舎を改修して新しいものに、その要らない部分を省いて昔の建物は待合室のほうと切符売り場は必要としても、もと職員がいた等々の部屋は全く要らないということなんです。

だからJRとすれば、JR経営上の問題が絡んでいるんだと思うんです。ですが、私は里白石のような、あるいは小塩江の駅のような、ああいうボックスではとてもだめだなと思ったんですが、今、担当課長が詳細に説明したように、7平米、6平米ぐらい待合室が縮小されるということであれば、今、10番議員が言われた同工事の待合室としては十分間に合うということだろうし、まず一つ判断は、後代に駅舎を維持管理することの財政負担は私はやらないと、やりたくないということであります。

というのは、いろいろ私もJRには全面的な協力をしてまいりました。いわゆるトイレの問題もそうであります。それから、駐車場の整備等の問題もそうであります。まして、町民号も復活して長い間やりました。一

方的に切ってきました。もうJRの判断一つであります。いわゆる町民の皆さんが非常に楽しみにしておった町民号、最後、いとも簡単に断るよと電話一本でもうやめたということでもあります。

そういう経過をたどっておるときに、私があつた駅舎を受け取って耐震工事をやり、あるいは改修をし、町の財政で駅舎を持つなんていうことは、後代の負担にかかわることであつて、私はそういうことはやりたくないと、後々までやりたくないというのであります。

それから、町民の総意を入れろと言われますが、いわゆる駅前コンサート、16回か7回ぐらいやったんです。それが私は、当初の1期目に思いました。なぜ、待合室を列車の通過時点にお客さんに迷惑をかけないように、その間、休憩をしてやっているコンサートが、なぜ貸していただけない、何か非があつたのと主催者に聞きました。そうじゃなくて、駅前地区の住民から強烈な反対と電話の攻撃があつて、町民の皆さんからこういう問いたてについては貸すわけにいかないということで、今回、両町の集会所でやったという経過があるんです。

ですから、JRはやると思います。しかし、古いものをいつまでも固守して守らなければならない理由は私はないと、後代に負担をかける理由もないと、したがって、このJRの駅舎の問題で協議会を開くとか、あるいはそういうもの話ではないと、JRの決定を私どもは、不便でなければそれを受けて、しっかりJRのほうの維持存続に頑張ってくださいよう、我々も協力したいなという思いで、今回JRの申し入れを受け入れたということでもあります。

○議長（円谷忠吉君） 簡潔に、10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 総務課長の答弁に凶面はないんだと、もらっていないんだと、総務課長はもらっていないでしょう。建設課長、手元にあるんですね。それは総務課長も交代したということもあろうかと思うんですが、ただ、その辺の凶面が来ていることが総務課長がわからないような状況になっているという町の体制に私はだめだと、これやっぱり担当の総務課の課長がそういうことがわからないという、そういうことは私は聞き捨てならんと、こう思うんです。

そこで、担当の建設水道課長にお尋ねするんですが、総務課長がそういう答弁をしましたけれども、これは、この類いのものは、いわゆる総務課の決済なり、判こなり、そういうものがないというような、そういうことはあり得るんですか。ただ交代時期で、3月4月の交代時期で実際上は、そういうことはミステイクしたのではないのかというようなことも、私は良心的にそういうふうを考えるんですけれども、その辺のことを明らかにしてほしいと、そして、凶面を議員に配付してもらいたいと。

配付の根拠は何かと言われれば、これは町民がやっぱり心配しているんです。今町長が言われるように里白石のような駅舎になってしまうのではないかと、風が強い、雨が強い、そういう風雨にさらされるような、子供たちが入るところがないようになってしまふのではないのかというふうに心配しているんです。里白石の駅は、当初はドアもありませんでした。ただ、本当に屋根だけだったんです。その後、きちんとドアがあつて、椅子も入って、きつく座れば10人ぐらい座れるぐらいのスペースになりましたけれども、そういうことを町民は本当に心配しているんです。

これに答えるのが私は町の職員、公務員の仕事だと思うんです。住民の全体に奉仕するという、そういうことからして、もっと町長が言われるようなことだけじゃなくて、具体的にそういう問題があれば、町長みずからももちろん担当者も、総務課を挙げて、この問題、町長どうしますかということで、論議をして、多面的な

利用だっているいろいろ考えること、案なんかも出てくると思うんです、町民とやれば。70人近い職員がいるわけですから。そして、然るべき方向を出して、あるいは広報で町民に明らかにしながら論議をしてもらうというようなことは、私はこれ万機公論に決すべしというこの原則だと思うんです。

町長のいわゆる古いものを残したくない、あるいは、後々に財政負担をするようなことはやってはならないという、そういうふうに考えたということ、それも一つの考え方です、町長のそれは。しかし、町民はそうばかり考えないです。町が若干の財政は出しても、その例えばミニコンサート、ミニコンサートばかり俎上に上がっていますけれども、余り音が漏れないようにするとか、そういう大きさも確保するとか、やっぱりあそこは駐車場も、今町長言われたようにトイレもきれいになって、集まりがいいんです、蛭田さんの話では。棚倉のほうからわざわざ駐車場が広いということで、私はこの浅川に車を置いて、仙台のほうに行きたいというような、そういう人まで出ているんです。ですから、町長の言うとおりに全くそのとおりで。しかし、その肝心かなめの駅舎の問題で、私はきちんとした協議をすることが必要だと……

○議長（円谷忠吉君） もう少し簡潔に。

○10番（角田 勝君） 以上、そういうことでありますので、ぜひ図面を出して、あるいは、図面が総務課に届かなかつたいきさつは、なぜ町議等にも、担当の職員も町長や副町長にそういう上申をしなかったのかというのを含めて、お伺いしたいと思うのであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今、建設水道課管内の事務処理形態が、問いがありましたので、その経過について若干説明申し上げたいと思います。

建設水道課で所管する事務に関しては、県の景観条例に基づく町としての意見を求められるという手続がございます。これについては、建築確認申請前の段階での県から町に意見を求められる行為であって、その提示される図面については、これが最終的な図面というふうには判断できるものではないということで、そういったものも公表できる状態ではございません。一般住宅等々に関しても意見を求められるケースがありますので、それについては担当課のほうで特段支障がない限り意見を求められたものに対しては、特に支障なしという、処理形態をしております。

駅の物件についても、あくまでもJRさんと言いましても、工事情報なり公表できるものではございませんので、そういった手続上の経過において意見を求める経過はございますけれども、公表なり図面を提出できるものではないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、3番、須藤浩二君、（2）浅川中学校の校門付近の改修をの質問を許します。

3番、須藤浩二君。

〔3番 須藤浩二君起立〕

○3番（須藤浩二君） 中学校の校門付近の改修についてお伺いいたします。

現在、校門付近は植木が植えてあります。部活動のボールが植木の隙間から道路に出てしまい、生徒の安全

や通行する車への安全が確保されていない状況です。フェンスに取りかえて安全を確保すべきと思うが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

学校施設の関係でございますので、教育長より答弁いたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

現在、部活動のうち野球部においての試合、練習時にこぼれたボールが道路に出てしまうというケースが時折見受けられると聞いております。活動中は簡易ネットをふやして防止策を図っておりますが、さらなる安全確保のため、種々検討したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） ぜひとも検討して、いい方向に持って行っていただきたいと思います。道路は、決して良心的な人ばかりが通るものではありません。ボールが出てきて急ブレーキを踏んで罵声を浴びせられている子供たちのことを思えば、一日も早く改修に向けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、1番、渡辺幸雄君、（1）吉田富三記念館についての質問を許します。

1番、渡辺幸雄君。

〔1番 渡辺幸雄君起立〕

○1番（渡辺幸雄君） 吉田富三記念館について、一応3点ほど確認したいところがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番、開館から20年以上がたっておるんですが、来館者数は開館当時に比べふえているのか。

2番、単発的なイベントは開催されているが、町民が関心を持つイベントを模索してはどうか。

3番、地域福祉センターと隣接しているので、来館者がいないとき、会議室をサロン等に利用することができないか、町民が行きやすい記念館づくりが必要と思いますが、考えを伺いたい。

よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをします。

1点目につきましては、開館が平成5年10月1日であります。平成6年度入館者は3,960人、平成28年度は2,182人で、開館当時よりは多少減少はしておりますが、年度によってばらつきもございます。

2点目については、健康教室として、がんシンポジウムや吉田富三レストラン、記念事業として博士の生誕祭など事業を行っております。今後、記念館とも相談をしたいと思っております。

3点目については、民生委員協議会や社会福祉協議会等で使用しているほか、定期的に2団体のサロンが記念館を利用しております。なお、会議室の使用等についても、今後利便性の向上を図り、利用の促進を図ってまいりたいと思っております。ただ一つ、営業を目的とする使用は、固くお断りしておりますので、その辺

の利用についての頻度は、一時よりは少なくなっていることが現況の状態でございます。

○議長（円谷忠吉君） 1番、渡辺幸雄君。

○1番（渡辺幸雄君） 今回、私が上げた部分なんですけれども、一応、今現在、記念館前の入り口付近などが雑草に覆われています。それがある程度イベント等を開催すれば、その部分は、一般の人から触れて、できるだけ除草等が実施されるかなということで、今回質問として上げております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 記念館の職員に施設管理をやれと言われてもこれはちょっと無理な話で、年に何回かは町の建設課の作業員の皆さん方に応援をいただいて、除草なり、樹木の剪定なりをしていただいておりますが、これも人手不足でありますので、シルバー人材センターの皆さん方に、その時期を見てお願いして、いわゆる施設の周りの環境整備を図っていただくよう、館長には強くそういう方向でやっていただくようお願いを申し上げておる、こういうところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 1番、渡辺幸雄君。

○1番（渡辺幸雄君） そういうことで、できるだけ町民が行きやすい記念館にぜひお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

○1番（渡辺幸雄君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）空き家対策についての質問を許します。

1番、渡辺幸雄君。

〔1番 渡辺幸雄君起立〕

○1番（渡辺幸雄君） どこの地区でも空き家がふえております。他市町村では、空き家対策として空き家バンク等の取り組みを始めているなどや、我が町としては今後どのような対策を考えているか伺いたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

空き家対策につきましては、昨年度、地方創生推進交付金を受け、空き家の意向確認調査を実施いたしました。その結果、空き家バンク登録希望者については、今年度中に町ホームページに記載する予定であります。また、空き家への定住・移住を希望する方には、住宅等改修補助を予定をいたしておるところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 1番、渡辺幸雄君。

○1番（渡辺幸雄君） 今後とも空き家対策として課題等、そういう部分が出てくると思うので、対策のほうを十分お願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、8番、田中重忠君、（1）浅中生徒の自家用車による送迎場所の変更についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） それでは、浅中生徒の自家用車による送迎場所の変更について質問をいたします。

この質問は、3月議会に続いての質問で、3月議会で教育長は、役場前駐車場は送迎の車が渋滞して安全な

下校ができない。そして、安全に送迎できる場所としてJT跡地をお願いしたいと、中学校のほうから要望が出た。また、下校の時間は12月から1月は5時、2月は5時半、3月は6時、保護者は迎えに来る時間を決めています。そして、15分間ぐらいでスムーズに下校しています。生徒の健康管理については、雨、風、寒かったりが心配されます。そのためにも15分で下校できるように努力していきたいと思います等の答弁をしています。

また、町長は私の質問に対し、何だか怒られているみたいな感じで、私が批判されて怒られているように感じるんだ。私は聞いていると、何で怒られなきゃならないんだ、また、向こうのグラウンドに子供たちが一斉に下校する場所をつくったことでみんなが喜んでいるんですから、だから検討するということはありませんと、質問とはかけ離れた答弁をしています。

そもそも一般質問は、町民の代表である私たち議員の質問に対し、町長は、まず執行部が真摯に答え、議論することが議会本来の姿であります。まともな答弁をせずに怒られているとか、批判されているとか、軽々に町長は感情的な答弁をすべきではありません。質問の趣旨は、浅中生の父兄による自動車送迎場所について、子供たちの健康と安全、父兄の送迎の都合を第一に真剣に考えるべき問題であります。また、下校時毎日のように午後6時ごろ、実際には6時半ごろもいましたけれども、生徒を校門で送迎する先生方の勤務時間等に問題はないのでしょうか。

以上、次の点についてお聞かせください。

- 1つ、家族等の自家用車送迎の生徒数は全部で何名ぐらいなのか。
- 2つ目に、一般生徒の定時の下校時間は何時か。
- 3つ目に、部活動等生徒の下校時間は何時か。
- 4、自家用車送迎生徒の最終下校時間は何時ですか。
- 5つ目に、送迎場所を変更前の役場前に戻すことを検討してはいかがでしょうか。

以上5点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 学校関連関係ですので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

- 1点目については、約55人です。
- 2点目、3点目、4点目については、全て午後6時半の一斉下校です。
- 5点目については、考えておりません。

なお、保護者及び地域住民からの苦情等はなく、安全に送迎ができるようになって安心したという声も聞いております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま教育長が答弁をされました。55人の生徒の家族による自家用車での送迎の問題であります。それで、一斉下校が午後6時30分、そうするとこれ授業終わるのは何時なんですか。授業が終わ

っても部活やっている人もやっていない人も全て6時半に一斉下校、というのは、私ちょっと聞いていて、これは学校さんの都合で時間を設定していると。このために子供さんは、生徒さんは部活以外に、また部活が早く終わって、そして生徒自身でやりたいこと、勉強したいこと、そういったところに割く時間がなくなってしまっているのではないのか、そういうことを私は懸念するんですが、教育長さん、町長はそういったこと全く懸念されないんでありますか。

それから、最大のこの変更した目的は、要するに交通事故が怖い、交通安全上の問題だと、こういう趣旨でありました。しかし、この6時、6時半、5時ごろに今役場に冬場と違って子供たちがいっぱい集まって交通に危ないと、そういった現象は見られないのではないですか。いかがですか。これ役場の目の前ですから。さらには、来年、平成30年には保育所がこども園のほうに移ります。そうすると、保育園児の送迎はなくなるわけです。今まで何十年間もやってきたものを新たな形に変更する場合には、それなりのしっかりした実地調査と、しっかりした検討を加えて、それは決められるべきだと思うんです。そのときに一番大事なのは、やっぱり子供さんたちの健康、それから迎えに来る親御さんたちの時間的な都合、これらのことをまず第一に、優先的に考えて決められるべきだと思うんです。

私この質問なぜしているかという、そういった点の配慮が欠けておられるのではないかというふうに感じるからこの質問をしているわけです。今からでも遅くはありません。そして別に変更したからといって恥になるわけでもありませんし、むしろ、再度子供さんの健康や、その他もろもろの条件、それから親御さんの条件、それらのことをもう一度しっかりと検討して、そして、変更すべきは変更されてよろしいんじゃないですか。第一に、雨の日も風の日も雪の日も、あの全然屋根も何もないあそこの露天で、子供たちを待たせるということについて、何の疑問も生じないということは私はおかしいと思います。

以上について、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

授業が何時に終わって、一斉下校6時半まで何をしているのかということでございますが、これは中学生はほとんど部活動を行っております。その部活動が終わりまして下校する時間を6時半ということで、今の時期は決めているわけでございます。

ただ、これは各部活動の活動の内容もありますし、また、そういう授業が終わってからの各子供たちの活動の内容も違っているかと思いますが、要するに目安として6時半を決めているということで、全てを6時半に帰すということではなくて、各子供たちの都合により、親の都合によりそれは対応しているところでございます。ですので、子供たちの自由な時間がなくなってしまうのではないかというお話でございますが、それは各子供たちの計画、そして、そういう親御さんの計画により対応しているところだと思っております。

それから、交通事故安全についてですが、やはりこれは前にも議員からお話がありましたように、役場前での子供たちの状況を見ておりますと、非常に混雑し、そして、横断歩道や、この道路を行ったり来たりとか、あと公衆電話を使ったりとか、非常に道路の安全上は大変よくなかったというふうに私どもも思っております。そこで、中学校のほうからJ T跡地というような形になったわけでございます。

それから、勤務時間につきましては、これは確におっしゃるとおり非常に問題であります。といいますの



は、教職員の勤務時間は4時半でございます。にもかかわらず実際6時半という、子供たちが学校にいての下校時間というまで、先生方には、要するに協力していただいております。このことについては、これは浅川町だけの問題ではなくて、日本全国的な問題であります。

ただ、教員の場合は、そういう超過勤務ということではなくて、そのたびに手当等が対処されておりますので、そういうことで賄っているところでございますが、本来ならばやはり勤務時間内での終了ということが一番ふさわしいわけでありますが、教育活動上、そうもいかないということで、先生方には協力していただきながら進めているところでございます。これが部活動のあり方そのものについては、今後これは、今、日本全国で検討されておりますが、考えていく内容であると考えております。

それから、子供の健康ということでありましたが、これも要は、ですから、6時半という目安を決めまして、親もその時間帯に来られる、そして、その15分間の中で下校できるという、そういう中で健康上十分配慮しながら行うということでございます。これに帰れない子供たちは学校のほうで待たせて、部屋に置いておくという対処もしております。そういうところを保護者の方々にも理解していただきながら、進めているところでございます。いろいろとその他また保護者等からご意見等ありましたら、またこれは対応していきたいというところで考えてはおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君

○8番（田中重忠君） 教育長、一生懸命いろいろご説明していただきました。要するにいろんな部分で相当努力されているんですね。それわかるんです。先生方にも時間の負担をしていただいている。それから、送迎に来る親御さんにも時間の負担をいただいている。そういうもろもろの負担をかけてまでJ T跡地に送迎場所をする必要があるとは私は思えないんです。これ全てどこからスタートするかということ。役場前の混雑で交通安全上事故が起こるのではないのかなという、そういうことを出さないようにしようと、ここがスタートです。

だとしたら、これだけの負担をかけて変更しているのであれば、むしろもとに戻して、むしろ役場前、保育所前、あの辺周辺の交通安全指導をしっかりとやる、そのことで十分事は足りるのではないですか。ということは、去年の9月この体制になる前はそれですとやってきたわけですから。ですから、私はぜひ変更を視野に入れて十分協議していただきたいと、検討してほしいと、こういうことをお願いしているわけでありまして。

この点について答弁を求めても同じ答弁になるんだと思います。これしっかりと検討されることをお願いいたします。そのうちに来年の4月1日からは役場前の、保育所前の、保育所の子供たちの送迎はなくなるということです。ですから、今までからすると混雑は相当量緩和されるわけです。そういうことを町長と教育長にお願い申し上げて、この件については終わりにします。ご答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）八紘園の美化・管理についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 八紘園の美化・管理について質問をいたします。

この質問は平成24年9月議会で取り上げて以来、既に4年半、5回目の質問となります。この質問の趣旨は、八紘園の水質の浄化と、周辺及び水中のごみ等の除去、噴水・滝等の抜本的改善を求める八紘園の美化と管理

についての質問です。

私はこれまでいくつかの問題点をこの議会で指摘し、改善点を幾度となく提案してまいりました。しかし、現在に至るまでほとんど改善されることはなく放置されており、まさに浅川町行政の恥であります。平成29年3月議会、町長は、浮遊するごみ等については、定期的に清掃する。水草、藻については専門家に相談し除去に取り組む。滝については、故障しているので修理をする。周辺の草刈り、ごみ清掃はシルバーに委託し、対応している等の答弁をしています。また、この後、町職員等が現場に行き、実態を確認しながら対応したいとの答弁をしております。

しかし、実際にはその後ほとんど改善されていません。町長、担当課長は、ぜひこの議会開会中に現地を視察、確認をしていただきたいと思います。

以上、次の点についてお聞きいたします。

1つ、水質改善の成果についてお聞きしたいと思います。

2つ目に、水質悪化の原因は何か。原因が判明しているのかどうか。

3つ目に、大同信号通りの雨水対策が終了した後、水質はよくなっているのかどうか。

4つ目に、今後の対策と経過についてお聞きしたい。

5つ目に、八紘園の照明灯は、なぜいつも消えているのか。この5番の問題については、その二、三日後に行ったらば電気がついておりました。私が確認したときには電気が消えて八紘園は真っ暗で、ですからこの辺については、しっかり監視して見ていただきたいと思います。

以上の点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の水質改善の成果につきましては、既存の水路とつながっておりませんので、あらわれてはおりません。

2点目の水質悪化の原因は、水が動かないことが大きな要因と考えております。

3点目につきましては、1点目でお答えしたとおり、既存水路との接続工事がまだ残っており、つながれば水質は改善されるものかと期待をいたしております。

4点目については、施行中の雨水対策工事は、八紘園の水質改善が目的ではありません。竣工した後の状況を見極めて対応したいと考えております。

5点目の照明灯については、担当課長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 5点目の照明灯がなぜ消えていたかにつきましては、照明灯につきましては、自動点滅器がついております。その自動点滅器による不具合が原因だと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点目の水質改善の成果については、既存の水路がつながれているのでまだあらわれていないと、こういうことであります。それから、水質悪化の原因は、水の動きがないことだと、それから、

大同通りの雨水対策が終了して水路がつながれば改善されると思うと、それから、今後の対策と経過についてお聞きしたいと、八紘園の水については水質改善が目的ではないと、それから八紘園の照明は自動点滅器だから、要するに自動点滅器が壊れていたんですか、それともスイッチが入っていなかったんですか、いずれにしても管理が不行き届きだったから、電灯がついていなかったんでしょう。ですから、今後はそういうことのないようにしっかりと管理してほしいというのが質問の趣旨です。

そこで1番から4番までの水質の問題であります。水質を改善することが目的ではないというお話であります。私がこれまで何回も何回も質問をしてきている。28年9月、28年12月、26年3月、26年6月、24年9月、これみんなこの問題について質問をしているんです。そのときに水質が余りにも汚過ぎてみっともないから、ぜひ水質改善をしてください。その中には八紘園に浮遊しているごみの清掃、それから周辺に散らばっているごみの清掃、それから、水質悪化の原因は何かという問いに対して、町長は、水が動かないからだというふうに答弁されていますが、これは担当者からの報告でそのような答弁になったのかなと思うんですが、これそうじゃないんです。あそこに浮遊している水草と藻、これらがどんどん育てて水を悪化させているんです。今は、大体3分の2ぐらいまで水草が繁茂しているんです。藻も立ち上がっています。あれもうちょっとたつて水温がどんどん上がるとどうということになるかという、もうあの池の目いっぱい、水草と藻で隠されてしまう、こういうことになる。ですから、この水質を変えているのは、まさに藻と水草が原因だと私は思っております。

過去にやっぱり町のほうでもそのような考え方から、あの八紘園の水を干して、そして部分的に藻と水草を除去したことがあると思うんです。ただ、いかんせん中途半端なために水質改善までには至っていないというふうには思っております。それで、町のほうでは、あと一つは水路をやっぱり外部から入れれば水質は改善されるんだろうということで、大同信号通りの排水路工事をして、そこから水を引き入れてやっております。しかし、それでも水質は改善されない。

ですから、私が申し上げたのは私の考えです。ですから、私は一度水質を専門家に頼んで、どうしたら浄化できるか検討してください、こういったことも今までは質問の中で申し上げてまいりました。その質問のたびに町長、担当課長、いろいろ答弁されております。まず一番残念なのは、そこで答弁した話が実際に実行されていない。これが私は問題だと思うんです。

これまでの答弁の中で一部、読み上げますと、落ち葉等は月に1回程度清掃している。これは、していません。魚釣りがあるからごみが出る。今、魚なんかいませんから魚釣る人はいません。ごみの除去は随時実施している。これもしていません。定期的に水抜きをし、水質改善に努めます。これもできていません。担当課にきちっと責任を持った監視をさせます。こういう答弁をしているんです。ところがそれらもやられていない。これぜひやってください、本気になって。笑われますよ、あれぐらい小さな池に水質改善もできない、ごみがぶかぶか浮いているなんて。行政全体が無責任体質になっている。このことを私は指摘申し上げます。

ところで、1点だけお聞きします。既存の井戸を大分頼りにして、既存の井戸、既存の井戸って前に答弁したことあるんです。この既存の井戸は現在どうなっているのか、これについてひとつご答弁いただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 既存の井戸は、今年度の当初予算でそのポンプが故障しているために、更新を

する予算をいただきましたので、現在発注をしているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この既存の井戸の話が今出ましたけれども、これいつからとまっていたんですか。もう全然これ動いていないんです。こんなもの、言いわけみたいに答弁何回もされています。こんなことやめて、私が先ほど申し上げたように、1から5番まで出しています。これらも含めて、今度こそ本気になって水質改善に目に見える形で、あらわれる形で、ぜひひとつ取り組んでほしい、このことを町長をお願いをして、この質問を終わります。

町長、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今幾つか提案がありました。根本的に直すのには、そんなことでは直らないんです。直らない。ではどうすれば直るんだと、膨大なお金をかけない限り直りません。一つは、あの八紘園の底にたまっている泥を、下は石が敷いてあるという話ですから、その石を敷いたところまで泥を全部撤去する。これが一つ、もう一つ、排水路の堰を今の池の湖底よりも下げる、水を一滴も残らないように排水ができる。そして、社川に行くまでの排水路は、先般、幅広く、深さと幅で完備しましたので、どのような水のはけ方でも大丈夫だということです。

それからもう一つは、この雨水対策は、この八紘園をきれいにするための目的ではありません。ただ、八紘園を貯水池がわりに利用し、そして、遊水を貯めようということのつながりですから、これはできれば多少はよくなるという可能性はあるんですが、それは今工事中ですので、できてみてからの結果だと思うんです。

どうしてもきれいにするというのであれば、やはり根本的に汚泥を全部、冬期間にでも水を抜いて乾燥されて、専門機械を入れてやるということが最上の解決の方法かなということでもありますので、これは財政等の問題がありますので、今ここでどうこうというわけにはいきませんが、町内でいつも問題になっているというのを町民の皆さん方の、ある意味では憩いの場にもなっているわけでもありますから、検討してみたいなと思っています。

ただ、ある町民は、埋めてしまえという人もいます。ため水、ため池、昔の田んぼのため池、ため水だったのを公園化しただけであって、これは一部の人ですよ。そういうことを私はやるつもりはありませんが、そういう意見もあるということだけは少し聞いておいていただきたいなと思っています。私はやるつもりはありませんけれども、よくするにはそのようにしなければだめだということをお話しておきたいと思います。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ここで10時40分まで休憩いたします。

○8番（田中重忠君） 議長、議員が発言を求めているんだからだめです。

町長の今の答弁ですけれども、八紘園の管理・美化をしっかりとやられるんですか。私はやることをお願いしたんです。それについて教えてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） やるということであれば、今言ったように環境を新たに金をかけて直さなければ、もと

には戻らないと言っているんです。

○8番（田中重忠君） やらないということですか。

○町長（須藤一夫君） やらないと言っていません。そういうふうによくするためにはきちっとしたことをやらないとだめだと言っているんです。

〔「終わり、終わり」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ここで10時、今40分と言いましたけれども、45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、田中重忠君、（3）町内小学校統合の計画と見通しについての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 町内小学校統合の計画と見通しについて質問をいたします。

里小、山小の浅小への統合については、これまで何度も質問をしています。今回の質問もそうですが、質問の趣旨は、里小、山小、両方の浅小への統合はいつするのか、なぜしないのかということであります。

町長は、これまでの議会で児童の受け入れはいつでも可能です。統合はいつでもできます。町が統合について主体的に合意形成を行うことは考えておりますが、行政が強制的に実施するのではなく、保護者や地域住民の合意形成と盛り上がりが必要だと思っております等の答弁をしています。また、町長、さらに私は何で統合しなければならぬんですかと問いたい。

確かに、福貴作地区からは統合の要望を受けました。しかし、山白石からは全くそういうものはありません。山白石地区からは一人もいません。私はここに真剣に統合しようと、子供たちを大勢の中でやろうと涙ながらに訴えられて、ふざけるんじゃないぞ、このやろうと言うぐらいの地区の守り方なんです。また、山白石地区からは、町長何で統合しない、何でうちの学校を浅川に持っていかないんだという人は一人もいませんからなど、にわかには信じがたいような答弁を繰り返しております。町長は、一体いつ3校の統合をするのか、具体的でわかりやすい説明を私たち議会と町民に説明をしていただきたいと思っております。

以上、次の点をお聞きいたします。

1つ、里小、山小の浅小への統合はいつされるのか。

2、統合を進めない理由は何か、理由を聞きたい。

3つ目に今年度の入学者は、里小ゼロ、山小1名、町長はこの状況をどう考えているのかお聞きしたい。

4つ目に、両校の統合をいつまでに、どのように行うのか、ロードマップを示していただきたいと思っております。

以上、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君（6）町立小学校の統合への準備をするべきではない

かの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

今、8番議員から、今までの町長の答弁のことなどがありましたけれども、町長は、この統合については、非常に、簡単に言えば消極的だったと、こういうふうに思うんです。ただ、きのうの行政報告で初めて町長は、里白石が入学式をしない、あるいはこれからの入学を考える、そういうことをいろいろもろもろ考えると、統合しなければならない、そういう状況が出てきているやの報告をいたしました。

そして、子供の減少、こういうものを踏まえると、地域の方々や関係者と十分な協議をして、この統合について準備をしていかなければならないと、こういうふうな行政報告がありまして、私はその前に通告をしておりましたので質問するわけでありますが、やはりこの問題は、私ももう何回かになります。私は、一気にすぐ来年はもう統合なんだと、こういうようなことではなくて、いろいろそのための準備、あるいは住民のアンケート調査や、さまざまな保護者や関係者との協議を進めるべきではないのか。そしてまた、その残った校舎の跡利用についても、やはり1日も早く空き校舎にしておかない、そういう地域のセンター的な役割を果たすような、そういう利用を考えるのには時間が必要なのではないか、検討しよう、すべきだ。こういうことを指摘して、質問してまいりました。ここで私は、先ほどの行政報告が町長からあって、いよいよ町長もその気になったのかと、こういうふうに思いまして、一定の前進であるなというふうには考えます。

そこでお尋ねしたいと思います。小学校の統合は、子供の減少によってやらなければならない状況となってきました。アンケート調査や、保護者、地区の方々などとの話し合いなど、準備をすべきではないかということが一つであります。

2つ目には、校舎の跡の利用について、さまざまな情報の収集、例えば、高齢者の養護施設、あるいは大学等のキャンパス、何ていうんですか、そういうさまざまな検討はして、長い間、空き校舎にしない、そういうことを検討時間をとってきちんと対応すべきときではないのかということであります。

3つ目には、統合にとって手続や、校舎関係の制約、利用の制約、国・県との協議、さまざまな問題での一定の時間がかかるのではないかと、これらについての日程、あるいは時間、こういうことを考えれば、町長が言う平成30年の幼保施設のオープンなどとの関連も考えて、この問題にあたっていきたいという、そういう町長の考えであります。いつからやるのかも含めて町長の考えを、あるいはお聞きしたいというふうに思うわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えいたします。

まず8番議員にお答えします。

1点目、2点目については、定例会初日の行政報告において述べたとおりであります。

3点目については、入学者がゼロ、全校生が20人という状況は、学校が集団教育としての機能を十分に果たすことが難しいものと考えております。

4点目及び10番議員の3点については、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

8番議員にお答えいたします。

4点目のロードマップ等については、今後、作成する予定なので、でき次第お示ししたいと思います。

次、10番議員にお答えいたします。

1点目については、今後は段階を踏んで、各小学校、PTA、役員会等に出向き、意見交換会を開きたいと思っております。

2点目については、跡地利用も重要な課題と思いますが、今後いろいろ情報収集し、地域住民からの理解の得られる利活用を考えていきたいと思っております。

3点目については、今後、各学校間のカリキュラムのすり合わせを初め、各種手続がありますので、県中教育事務所等関係機関の指導を受けながら、早い時期での行程を進めたいと考えております。

また、校舎利用の制約等は、よく調査し、検討、連絡を密にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁をいただいたわけでありますが、私の質問のうちの1つ目と2つ目、これ町長の行政報告で若干触れられております。ただ、私は一般質問で質問をしておりますので、1番目と2番目については、それぞれ一般質問への答弁としてお答えをいただきたいと思っております。行政報告の中では確かに一部触れられておりますが、これは一般質問に対する答弁と違いますので、答弁のときにははっきりと答弁をしていただきたいと思っております。

それから、4点目についての教育長の答弁であります。ロードマップについては、今後作成するというお話で、私、聞いて大変びっくりしているんです。というのは、この質問については、これまで何回もこの議会でやってきているんです。ですから、もう統合するにしましなくても、もうとっくに腹を固めて浅川町の場合はどうするのか、そうしたことを当然考えておられるのが当然だと思うんです。ですから、今後作成するのではなくて、そうすると、今後作成するということは、今では全く白紙の状態ということですか。その辺について教育長、説明いただきたい。

また、この問題は、教育長だけの答弁ではなくて、これ町長自身はどうなんですか。これはですから、お二方にこの4点目については、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） ロードマップの件で、これにつきましては、町長の行政報告にもありましたように、学校関係者、保護者及び地域住民の皆様とも協議し、理解を得ながら進めていきたいということで町長の答弁のとおりでありますので、教育委員会としましては、これから実際に学校関係者、そして保護者、地域住民との話し合いをしながら、その中で要望を聞きながらロードマップをどのように進めていくのかという、要望に応じた検討をしながら、それを作成と考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1番については、話し合いがまとまり次第、これはそんなに簡単な話ではないので、いわゆる地区の皆さんなり、学校なり、関係者との話し合いの中で、今教育長が言ったロードマップ等々と並行して、私は、結論は、できるだけ早く統合をしたいということであります。

2番目については、統合を進めない理由はありません。どんどん進めてまいります。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1番目の統合をするか、しないかについては、今後、協議してやっていくと、要するに、では統合はするんですね。私がお聞きしたいのは、統合するのか、しないのか、するとしたらいつごろなのか、そういうことについてご答弁をいただきたいわけです。それをよろしく願います。

それから、4つ目の教育長答弁の中で、行政報告で説明したと、私、行政報告は行政報告ですから、一般質問に対する答弁は答弁できちんとやってください。教育長、いいですか。一般質問は一般質問の答弁をしてください。

わかったんですか、教育長。

○議長（円谷忠吉君） 教育長が8番、田中君の質問を今教育長が書いているんだから、聞いていてください。

○8番（田中重忠君） 議長、だめです。

行政報告とは違うんだから、答弁してくださいって。

○議長（円谷忠吉君） 今、書いているんでしょう、だから。

○8番（田中重忠君） 返事ぐらいできるでしょう。

議長いいですか。

いいです、いいです。

それで、先ほど答弁したように関係者と協議しながら進めていくと。ロードマップもこれからの計画も、今のところは全くないと、白紙だと、こういうことなんですか。教育長、これ答弁してください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 一般質問と行政報告、別。別じゃないですよ。だから、統合しますという決意を行政報告でしたの。それが表明なんです。ですから、いつやるのかじゃなくて、統合はしますと、議会に報告したんです。だからやります。

それから、ロードマップ。ロードマップは、今まで白紙の状態でしたから、白紙の状態でもロードマップをつくったらそれは架空のものでしょうか。いよいよ統合をするということになったから、あらためて現実に合わせてロードマップをつくりますと、それでいいんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 次に、10番、角田勝君。

○8番（田中重忠君） まだまだ。

○議長（円谷忠吉君） 3回です。

○8番（田中重忠君） 3回になっていないです。

○議長（円谷忠吉君） なっています。

〔「議長、議事進行」の声あり〕



○議長（円谷忠吉君） 田中君、何ですか。

○8番（田中重忠君） ちょっと、しっかり、議長、議事を整理してください。

質問者が聞いているのに、執行側が返事をしないと。

○議長（円谷忠吉君） ロードマップだって、町長が今やっているって言ったでしょう。

○8番（田中重忠君） いや、私は教育長に聞いているんです。

そして、議長、町長には、するか、しないのかということを知っているんだから、これはするか、しないとか、今後検討するか、そういう答弁をされればいいんじゃないですか。それをなぜ行政報告でそれを説明すると、行政報告の説明と一般質問での答弁は違うということ、私さっきから言っているでしょう。それは違うんですよ、はっきり言って。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 行政報告でお答えしたとおりということ、一般質問の答えとして出しています。

それから、もう一つ、ロードマップのこと、教育長が答えないと聞いているんですが、教育長が答えるのも、私が答えるのも同じですから、ロードマップはこれからつくりますよと、こういうことを言っているんです。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私は、町長が行政報告でそういう報告をしたということは、前進だというふうに前段で述べましたけれども、これはやっぱり一般質問以前に町長がその決意を述べたということでもありますので、私はそれを良としています。ただ、今いろいろ論議になっているロードマップ等については、町長もこれから十分な検討をしてやっていくということだと思えます。

ただ、私は、お尋ねしたいのは、町長が、先ほど私も質問しましたけれども、平成30年4月の幼保連携のスタート、こういうことを見据えながら、来年度に向けてのロードマップをつくるのか、それまでに1日も早く、その地域の方々や関係者と協議をして、十分な理解を得ながら進めるというようなことでありますので、それは良しとしますが、いわゆる来年の4月を目安にするのか、ということが一つであります。

それと、やはり地域の方々が今度の町長の行政報告と一般質問等の答弁によって、町長がいよいよ浅川町でも統合の、そういう動きになるんだということを町民は具体的に感じると思うんです。そのためにやっぱり私は再三申し上げているんですけれども、あの空き校舎の利用、これは私は地域によって重大なやっぱり関心事だと思うんです。子供のための、そういう教育の充実とともに、地域のセンター的な役割を果たしてきた、運動会を地域ぐるみで、何をやるにも地域ぐるみの、そういう学校が、突然という言い方は失礼かと思うんですけれども、そういう状況の中で考えれば、なくなってしまうというのは、町長も前から言っていますけれども、その地域にとっては、本当に寂しい限りでありますし、大変なことなんです。

そういうことを踏まえながら、町長は、跡校舎の利用については、どういうふうに具体的に考えておられるのかお伺いしたい。前に町長は、高齢者の養護施設、こういうことのそういう話も情報の中にはあるというようなニュアンスの説明もありましたので、その辺も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 統合の問題、先ほど8番議員からもいろんな話がありましたが、ここ1年、2年の間に、

保護者も地域も大変な変わりようなんです。実は山白石、皆さんも卒業式、入学式等々で保護者が会っているんだと思うんですが、こういう問いかけがありました。何でことしの夏のうちに集められないんだ、何で一日も早く、子供たちを浅川に連れて行くことができないんだと、そんなに教育界というのは難しいのかと、一日も待ってられないよということにまで変わってきているんです。これは里白石も同じです。まして、入学児ゼロということは、6年後は卒業式ゼロということですから、そして、全てが複式学習だと、これで集団的な人間教育が完全にできるという状況ではありませんし、なおかつ地域の皆さんとか、学校の先生とかよりも、その現場にいて育つ生徒が、やがて本当にこのグローバルな社会の中で人間として同等に成長していく環境を整えることができるのかという、まさに深刻な問題に入ってきているわけです。

ですから、大きく地域の皆さん方の認識も変わってきて、できるなら一日も早く統合したほうがいいよという本当に肩をたたかれる意見をいっぱいいただきました。そういうことをひとつ決断の理由として一日も早く私は統合したい。ただ、教育委員会等々、いろんな制約がありますので、これらの問題をつくることは、いわゆるロードマップであります。これを整備して、できるのであれば本当に今言われたように幼保一体化の始動と同時に、学校の統合もできるなら夢でもかなえたいなという思いであります。

それから、その統合後の廃校利用を、これ今私の口から公式の場で軽々に、どうこうという具体的なことは申し上げることはできません。それは当然やるからには相手もあり、あるいはいろんな社会的な背景もありますので、これは現実的に統合がなされて、具体的に学校が空くという場合になったときには、どういう利用の方法が一番地域にとっても、あるいは、町にとってもいい方向になるのか、これは皆さんも検討してください。町だけじゃなくて、議会の皆さん方も真剣に検討してください。そういうことで私は進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長は、できるだけ早くということで、今、何年何月というようなことは言えないと、軽々に言えないという慎重な答弁であります。できるならば30年4月の幼保連携のスタートと同時にこののを考えているという含みであります。

そこで、跡地利用についても、あと校舎の利用についても、本当にこれからの地域との話し合いや、さまざまな情報、こういうものを収集して、これも早急になるような方向で検討していただきたいというふうに思うんです。

そこで、教育長にお尋ねしたいんですけども、統合を決めるまでのいわゆる、先ほども制約というような言葉を私言いましたけれども、そういうこの段階を踏んで、今言うようにロードマップをつくる前に十分な話し合い、協議、さまざまな意見の集約なんかもして、そして、ロードマップをつくるということになるんだと思うんですけども、その教育的な側面、あるいは学校教育法という法律、こういうものからして、例えば、学校の先生を確保したり、あるいは異動する、あるいは教室の具合とか、さまざまなそういう手続というんですか、そういうことは一定程度決められておるんだと思うんです。

過去にお伺いしたときには、9月には来年の教員もさまざまな確保というんですか、教員の異動、さまざまなことについていろいろ県教委とも協議をしなければならないというようなことも伺いましたけれども、そういうことを考えると、その日程はいかほど必要なのか、例えば、9月にそういうものがあると、あるいは12月

は、あるいは3月ほど、こういうところを考えれば、おのずとロードマップの作成が頭によぎるのではないのかなと思うんでありますが、その点、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

まず、学校関係者、保護者、地区民とのそういう話し合い、そしてその中で要望を聞きながら進めていくということ、これをまず第一に考えております。そういう中で、実は事務手続等につきましてお話がありましたので、そのことについてお話ししますと、1年後に統合するという場合には、その前の9月に学級編成届け、申請届けというのがございます。その折に県のほうに報告する事務手続がございます。そこで、統合するというようなことで県のほうに報告しまして、次の年の教職員の数とか、そういう人事の事務が決まるわけでございます。その手続としましては、それが一番大きな手続となっております。その他まだいろいろ届け等もあるし、町で条例等で準備しなければならないものもありますが、県との協議はそれが一番主なものと、今調べてはおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、8番、田中重忠君（4）町の両町区行政への対応についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 町の両町区行政の対応について質問をいたします。

町行政執行に多大なご尽力をいただいている町行政連絡員、区長さんについては、今年度、両町との後任人事で大変なご苦労があったと聞き及んでおります。理由は幾つかあるようですが、区長さんの仕事が年々増大し、現役の会社員ではなかなか務められないということで、主に定年退職した方々が対象になっておるようであります。

しかし、最近では定年が延長され、なかなか対象者が見つからないようであります。現在、浅川町で区長が配付を取り扱う回覧文書の回数は、週に1度で、両町区等、特に世帯数、班数の多い荒町の520世帯、52班、本町1区282世帯、27班、本町2区114世帯、21班、里白石132世帯、11班、東大畑2区107世帯、10班、箕輪100世帯13班などの区長さんなどの仕事は大変なのであります。特に、浅川町では、週1回の回覧になっていますが、他町村では、現在2週間に1度だけと聞いております。浅川町も区長さんの負担軽減を考慮し、他町村並みに2週間に1度に変更すべきではないでしょうか。また、両町区は、町各種団体の行事等への出席が大変多く、それらのことも区長さんの負担を重くしております。両町区を初めとした各区長さんの負担をできるだけ軽減し、健全な町、コミュニティーを守るべきではないかと思いますが、次の点について、町長にお聞きいたします。

1つ、町行政連絡員、行政区長さんですが、町民に配付している町各種広報文書は、現在、週1回の頻度で配付しているが、他町村の多くは2週間に1度の配付となっているようです。浅川町も現行を2週間に1度に変更すべきでは。

2点目は、町が区長を通して推薦、委嘱している環境美化委員は、全くの無報酬と聞いております。委員に適切な額の謝礼金、報酬を支給すべきではないかと思えます。

3点目、町保健協力員の現在の報酬は、日当で6,000円だと聞いています、両町の委員は、範囲も広く戸数もかなり多いと聞きます。担当する実際の戸数等により報酬等の増額を考慮すべきではないか。

以上、3点について町長にお聞きしたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目については、行政区長会からの要望等があれば検討してまいりたいと考えております。

2点目については、ごみ処理の問題は、住民生活に密着した環境衛生問題でありますので、今後、検討してまいりたいと思えます。

3点目については、担当する世帯について60戸を超えない範囲で保健協力員に過大な負担をかけないように配慮しているところであります。両町区では、住宅が密集していることから移動範囲が少なく、他の地区よりは世帯数が多くなっております。両町区以外では、世帯数が少ないものの地区の範囲が広く、移動時間も多くなるということで、世帯数による報酬の変更は考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点目の行政文書の配付であります、町長、ただいま区長会からの要望があれば検討するというご答弁でありましたが、これについて両町区等、区の関係者から町にこれらの要望は今までなかったんでありましょか。この点についてお尋ねします。

それから、第2点については検討するというございます、これもまだまだ大変なお仕事で、なかなかやり手がないということございますので、できるだけ実際に環境美化をされるその人たちの立場を考慮してご検討をいただきたいと思えます。

それから、3つ目の町保健協力員の報酬の件ございます、ただいまの町長の答弁ですと、両町区の場合は移動範囲が狭いと、戸数は多いけれども移動範囲は狭い。それから、在のほうの場合には、戸数は少ないけれども移動範囲が広い、それらのことも含めて検討した結果、現在のようにやっているというような答弁の趣旨だと思われま。

これについても、実際区の関係者の中からは、ぜひこの件については検討してほしいという要望等も聞かれます。ついては、この3点目等については、この行政連絡員の担当課であります総務課ですか、総務課でひとつ当事者たちのご意見をよくお聞きになられて、その辺を踏まえてひとつご相談に乗って、検討していただきたいなというふうに思うんでありますが、以上、2点について、3点ですが、一つは検討するというござ、2点についてご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 1点目ございますけれども、行政区長さんのほうから文書の配付の要望がなかったのかということございますけれども、正式には私のほうにはいただいておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 2点目の保健協力員の件でございますが、保健協力員さんについては、2年に1回、任期を変えてございます。地域、それから世帯数の人数についても、その都度、見直しをかけて過大に負担をかけないような対応をしまっているところでもあります。

なお、保健協力員さんの意見も通常も聞いているつもりではございますが、今後も聞いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点目の正式な要望はなかったということは、要望が全くなかったということでしょうか、担当課長。まず、要望がなかったかどうかということと、これ私も直接議員として要望を受けたり、陳情を受けたりしてきている質問ではございませんので、私がただいま申し上げたような内容について、ひとつ真剣に当事者の両町区の方々とお話し合いの上、相談に乗って善処していただきたいと思えます。

その正式に要望なかったという、要望は本当になかったんですか。これについて私もはっきりしたこと言えないのであれですが、私が今申し上げましたようにしっかりと協力していただいている皆さん方と話を詰めて、そして、対応していただくことをしっかりお願いをしておきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 今の話につきましては、両町区の区長会長さん、本町地区の区長さんからは若干の話はございました、ただ全体の関係でございますので、行政区長さん全体でお話をさせていただきたいという話をしたところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）殿川・社川堤防の桜の木の植栽についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 殿川・社川堤防の桜の木の植栽について質問をいたします。

殿川・社川堤防の桜の木の植栽については、町が適切な対応を怠っていたため、平成29年3月末までに伐採することになっておりました。この問題は、平成27年3月26日植栽した有志の方々と県土木事務所との間で、桜の木を伐採するとの協定書を交わしていました。約束の伐採期限が迫り、ことし3月、町が急遽、土木事務所と話し合い、植栽した桜の木を伐採せず、そのまま残して管理することで合意したことを3月議会で町長が明らかにしました。

私は、この問題について、植栽したある方々から要請を受けて、平成27年6月議会から、平成28年6月議会まで、計3回一般質問で取り上げてまいりました。私は、石川土木事務所に出向き、古殿町や石川町での植栽が認められているのに、どうして浅川町が許可されないのかを直接お聞きしてまいりました。石川土木事務所責任者の回答は、古殿町、石川町は、植栽した桜の木の手入れ、堤防に桜の木を植栽した結果起こる災害等に対し、最終的に町行政が責任を持つとの確約をいただいている。しかし、浅川町は、有志の皆さん方の任意の要望だけなので認められないとの説明でありました。

私は議会でこのことを町長に説明し、町が土木事務所に桜の木の植栽を認めてもらえるよう、町行政として要望してほしいと訴えましたが、町長は、私どもは植栽した時期も、誰がやったかも町は全く把握していない

んです。県管理の河川敷地の取り扱いですので、町は関与できません。植栽者と県の問題であり、町が関与するつもりはございません。私は植栽者から、一言もこういう話、これ質問されて初めてこういう協議書、私、協議書なんて見たことも聞いたこともないし、そんな相談を受けたこともないし、全くわからないんです。初めてわかったんですからなど、言いわけの答弁に終始し、何の対応もしませんでした。

植栽者に1年以上もの間、多大な心痛をおかけし、里白石地区の社川では、植栽した方々が涙ながらに植栽した桜の木の一部を伐採、また、別な場所を探して移植したため、この地区の桜は全て撤去、伐採されてしまいました。町民有志が苦勞の末、植栽し、桜の木の伐採を求められ、植栽した桜の木を全て失ってしまった。里白石地区の方々に対する町長の遅すぎた対応に、多くの町民から強い批判の声が上がっておりました。この問題は、単なる町長の職務怠慢と対応のおくれが原因であり、町長に責任があったことは町民誰の目にも明らかです。町長の責任について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ねじ曲げて、私の責任にしないでください。

お答えします。

植栽に関しては、県との協議がない中での取り組みであったことから、数々の協議を重ねた結果、協議が整ったことで河川占用許可を受けることができました。協議の中で撤去の指示を受けた箇所もありましたが、河川管理上不適切な場所でしたので、やむを得なかったと思っております。今後は、植栽者とともに適切な管理を図ることとしております。

以上の経過ですので、職務怠慢とか、責任とかの話ではないと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これ殿川のほうは確かにそのまま残ったんだと思うんです。ところが、里白石地区、社川です。これはもう全然なくなっちゃったんです。だから町長がもっと早く、要望を受けたときに素早く動いていてくれれば、これらは伐採する必要も移植する必要もなかったんです。ですから、私はこれは町長の職務怠慢だったと、だから町長に責任があるんだと、こういうふうに申し上げているわけです。私はあると思います。もう1回だけ答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私は、要望など受けておりません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長、私ここの議会で、はっきり土木事務所では、町長がこう言ったじゃないですか、町のほうからそういう、最終的に責任を持つという、そういう申し出があれば許可しますよと、こういうふうに言っていますと、だからぜひ町で行って、話をして、これを残すようにやってくださいと。ここで言っています、町長わかっているわけです、ここで。当事者の要望はさることながら、それにかわって議員がわざわざ石川まで足を運んで確認して、こうすればこの問題は解決するんですから、町長ひとつよろしく願いますと、ここで私言っているでしょう。間違いなく言っていますよね。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） ただいまの質問等の内容ですが、殿川については全て残ったということですが、

全てではございません。また社川についても全て切ったということではございませんで、まず殿川については、残った分は相当数は残りました。ただ、河川管理上、河川の堤防の中央付近、河川の構造上影響のある箇所については、今回の協議の中において撤去することの確認の指示を受けましたので、そういった箇所については撤去しました。また、社川につきましては、浅川町から水郡線の鉄橋付近までについては、植栽場所については適切ではないということで、これは植栽者とも合意の上でもって撤去したという状況であります。鉄橋から下流側の青砥橋につきましては、協議を重ねた結果、今後、今、町長答弁にもありましたとおり、町も一体となって管理をしていくという協議の中で整いましたので、その箇所については、桜の木については今後町と植栽者との間で管理をしていくとなっております。

さまざまな全ての植栽した桜の木が残ったわけではございませんので、河川管理上の適切でない箇所については、伐採の指示も受けましたし、協議が整った分については、今後管理していくということで、数々の協議を重ねた結果の今回の河川占有の許可を受けた状況でありますので、ただいま町長答弁にありましたような内容ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）花火の里ニュータウン宅造の完売についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 花火の里ニュータウン宅造の完売について質問いたします。

花火の里ニュータウンの販売は、平成6年から平成8年までの3年間で112区画全てを完売する計画でスタートしました。しかし、この計画どおりに販売が進まなかったことから、平成8年2月の議会全員協議会を開き、当初販売計画の全面的見直しを行い、平成15年まで8年間の販売期限の延長を行いました。その後も販売は思うように進まず、富永町政最終年度までの販売区画数は、112区画中75区画の販売で、販売残区画数は37区画になりました。須藤町長は、平成19年前任の富永町長から宅造を引き継いで、平成28年までの10年間、全く1区画の販売もできませんでした。前任の富永町長は、13年間で75区画を販売していますので、須藤町長は、10年間で販売区画数がゼロ、現在販売区画残数は相変わらず37区画のままです。

なぜ販売が進まなかったのか、この議会で私たちは町長に何度も販売促進について、情報の提供や提案を行ってまいりました。しかし、町長は平成29年3月議会、解決のために安くしたら大変なことになるということが背景にあるわけですからそれはできません。また、平成27年3月議会では、価格を下げる考えはありません。26年3月議会では、先人がつくった試算で私はやりたくない。だから値下げをしない。また、現時点では販売価格を引き下げて販売することは以前同様考えておりません。とてもじゃないが、当初売り出された値段から値引きするような状況は、私ができないと思っているんです等の答弁を繰り返し、町長自身が価格は下げない、販売できないという考え方では、販売が進むわけがありません。

29年3月議会、町長は、私が提案しているのは特別会計をやめていただきたい。宅地造成特別会計という会計はやめていただきたい、私の町は。そして、一般会計の中に組み入れて、売れ残りの財産は町有地の町の固定資産として残していただきたい。それをやるためには、あなた3億円を返せということになります。3億円を返せとは何だと、自分の右ポケットから左のポケットに移すだけのものを、私もどこから借りて金を返すん

だということで、県とは物別れになっていた経過があるんです。そして、今の至っていますと。また、正常な特別会計に戻してというのが目的であって、別にいろいろな手の込んだものの判断をしなくても、これは議会の皆さんが今度の9,000万円等々のお金の一般会計への繰り入れをお認めいただいて、経過を会計整理すればそれで事は済むということを私は申し上げておきたいというふうに思っていますと、町長は既に宅造の販売を諦め、町長みずからの責任を何も明らかにせず、破綻同然の町宅地造成事業特別会計をやめてしまう考えであります。町長の責任について、29年3月、9月議会、町長は責任の所在についても、販売することに集中することはその責任の所在と考えていますなどの外的な答弁をしています。町長に次の点について確認も含めお聞きいたします。

1つ、当初販売区画は何年で完売する計画だったのか。

2つ、平成9年4月1日から始まった7年間の販売延長見直し案による販売計画の内容について。

3つ目に、計画延長後の販売区画数と金額は、須藤町長にかわった平成19年度以降10年間、1区画も販売できていません。その理由と町長としての責任について聞きたい。

4つ目に、地方創生拋出型交付金で、宅造に住宅を建設し、賃貸料を得て分譲地の利活用と販売を図るということですが、その具体的な内容と住宅賃料収入は、2戸分4世帯分で年間幾らになるんですか。

5、宅造の土地代2区画分は、幾らでどのように宅造会計に支払うのか。

6、宅造の完売には一体何年ぐらいかかるのか、また、会計処理はどのようになるのか、以上、6点についてお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目、2点目、5点目については担当課長よりお答えします。

3点目については、販売に至らなかった経緯については、諸般の事由によるもので、きょうまでの議会報告でご理解をいただいているものと思います。

4点目については、具体的な内容と資料は現在作業中であります。

6点目につきましては、多様な施策を講じ販売促進を図っておりますので、仮定する年数等はお答えはできません。引き続き特別会計での販売促進に向けた予算執行を図ってまいりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、1点目について申し上げます。

平成6年度の資料によりますと、平成6年度から平成7年度にかけて分譲すると記載されておまして、2年間で分譲する記録となっております。

次に、2点目につきまして申し上げます。平成8年2月14日の議会協議会の中において、平成8年度から平成15年度までに76区画を分譲する販売計画案を提示をしまして、協議がなされたことを確認しております。

次に、5点目につきましては、2区画の分譲区画は合計で1,720万3,000円となっております。これについては、売買契約等によるものではなく、支払うという行為はございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。



○8番（田中重忠君） 第1点目は、6年から7年で2年間と。これ3年間じゃないですか。2年間で間違いな  
いですか。それは確認したいと思います。

それから、3点目の諸般の理由にということですが、町長、私も平成8年からずっと議会会議録と予  
算書、決算書、全部見直したんです。そして、きょう私質問したんです。それを見ますと、富永町長が10年  
間で75区画を販売したのに比べ、須藤町長の10年間で1区画も販売されていない。そして、先ほども現在その  
販売方法や何かということで、いろいろと検討中だとか、いろいろ言っています。

今までの議会でも、町長は私どもにいろんなことを言ってきているんです。販売するためにどうだこうだ、  
ああだこうだと、しかし、はっきり言って町長は、この宅造を売る気、私はないというふうに見たんです。そ  
れはなぜかという、今までの答弁の中で、町長は、売れるわけがないと、値段が絶対に下げられないと、こ  
ういう答弁を何度もしているんです。値段も下げる気がない、それと、町長自身がこれは売れない、こうい  
うふうに言い切ってしまう中で、どうやって売れるんですか。売れるわけがないです。

そして、片方は10年間で75区画売っているという状況の中で、10年間で1区画もというようなことは、1年  
に2区画ずつ売っていても20区画は売れたんです。そうすれば私どもがこの議会で何度も何度も、町長、検  
討委員会や何かをつくって、そして、議会と一緒に完売に向けて取り組みましよう、何回も提案して  
きたはずで。

しかし、そのようなことについて、町長は何一つ受け入れなかった。これが私は現在に至っている。この原  
因だと思います。まして、この前の議会では、先ほど私読み上げましたが、3億円を返せと、自分の右ポケッ  
トから左ポケットとか、こういう話をしていますけれども、これ全く関係ないです。こういうことばかり言っ  
ていて、実質的にどうやったら宅造が売れるのか、どうやって町民の信頼を回復するのか、そのことについて、  
ほとんどそういう姿勢になっていないでしょう。

そして、最終的には私も県のほうに聞いてみました。特別会計を解消するために、宅造が売れないから、特  
別会計を解消するために一般会計から毎年9,000万円近くのを4年間、3億6,500万円ですか、宅造会計に繰  
り入れて、そして宅造会計をなくしてしまうと、こういうことを町長、これおっしゃっているんです。

しかし、これだけの重大な政策の変更、一つの事業会計をなくするわけです。なぜそのときに今までの資料、  
現在の状況、そういったものを議会に提出して説明しなかったんですか。私その辺も資料の提出も求めました。  
そうしたら、そのとき久保木前総務課長は、議会からの提示の要求があれば提出します。そういうことじゃな  
いんじゃないですか、議員の皆さんも、執行部も。少なくとも議会で一つのことを変更する、決める、そうし  
た場合には、執行みずからが率先して必要な書類は全部議会に出す。そして、それを見ていただいて、そして、  
それを中心に議論をして、そして議決していく。こういうことではないんですか。ですから、やっぱりちよっ  
とおかしくなっております。

それでは6番目に挙げた、宅造の完売にあと何年ぐらいかかるのか。これは見直しをしなくちゃならなかつ  
たんです。見直しも何もしない、10年間何もしないで1区画も売らないで、今日まで来た、その辺につい  
て、これは町長の責任だと思うんです。

3つ目であります。諸般の事情とか、そんなことで済まされる話ではないです。前の富永町長は、宅造販売  
についてこういうふうにご答えています。私は販売することが私の責任の遂行だというふうにご答えてして

います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君、もう少し簡潔にお願いします。

○8番（田中重忠君） よく聞いててね。

販売についていろいろ提言ありましたことについて、今後の提言を対応、検討する中で、貴重な意見として参考にさせていただき、販売促進に邁進していきたいと思っています。ものすごく前向きな姿勢でいろいろ議会から質問されて、責められてもそういう姿勢だったんです。ところが町長は、今回の話、この責任についてどうなんですか。責任といったらもうはつきりしているんです。この今ある宅造を責任もって完売すること、それが町長の責任じゃないですか。特別会計をなくするなんていうことは、私はこれ邪道だと思うんです。

以上について答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 当初の販売が2年ではなく3年ではないかということの話でしたが、20年以上前ですが、内部資料を確認したところ、滝輪地区宅地造成事業関係資料というものがあまして、その中において、花火の里ニュータウン分譲販売計画（案）、このあたりで分譲方法については、時期について平成6年度から平成7年度にかけて分譲するというふうに記載されております。

また、その後、平成8年2月14日の全員協議会、この中においても分譲販売計画の試案ということで、資料を提出されております。その中の試案の表によりますと、平成8年度から平成15年度までにおいて76区画を分譲するというので、当初販売計画については、一番当初については2年で分譲の販売計画を提示したと、その後、協議会で、平成8年から平成15年の間で76区画を分譲するという案を提示して協議をされたということについては、確認をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長は答弁なしなんですか。町長の責任について。

それで、先ほども質問の中で申し上げましたが、これらの大きな重大な政策変更に関連するそれらの資料を、ぜひ議会に提出していただきたい。数制的なものが何の資料もない中で、一方的に3億6,500万円を一般会計から宅造会計に繰り入れて、そして、さらに庁舎建設基金に繰り戻すという話になりました。補正予算も可決しました。これやっぱりおかしいので、それらの資料をこの議会に出していただくように、議長、これは計らってください。この前も私そのことでお願いしましたら出てきませんでした。しかし、これはそういう事案や資料があつて議論をする、それが議会の姿です。あり方です。何も資料も出さないで、そして、関連する予算の議決だけをもらうというのは、これは本来の議会制民主主義にはなっていません。そういうことなので、議長にはその点をお願いしておきます。よろしいですか、議長。

○議長（円谷忠吉君） 検討しておきます。

○8番（田中重忠君） 検討じゃなくて、これ当たり前の話ですよ。またそれは別の問題でやりますよ。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私は、責任は感じておりません。販売できないのは経済的な事由、もろもろの事情があつてのことで、あなたが言うようなわけで行くなら、とっくに売れているんだよ。だから待つてなど言ってい

るんです。

それから、もう一つ、役場庁舎基金から宅造会計のほうに繰り出した、あるいはその後、3億5,000万円を繰り上げる等々は、さかのぼった昔の話で、当時は、議会に議案として提出をして、当時の議会が議決をされて執行されているんです。それを今どき、20年も前のやつ、あだからこうだから出せよと言われてたって、それは、じゃ、前の行政とは一体何だったんだということになりますので、私は、前任者のことをどうこう言う必要はありませんし、言いたくないんですが、あなたが極端に前任者の名前を羅列しますので、断っておきますが、私は前任者の事業を引き継いで、これでやってくれよということで受け継いだんですが、その結果はうまくいかないということなんです。

しかも、もう一つだけ言っておきます。当時、この宅造をつくるときに、私は、16名の議会でした。同僚としているのは角田議員だけです。全員賛成をしました。私は反対をしました。なぜか、余りにも唐突過ぎて規模が大きいよと、再考してはどうなんですかというお願いをしました。しかし、議会は可決をされました。その結果、販売に入りました。私は、当先輩町長には、記録に残っていると思うんですよ。あなたつくったことは立派、しかし、この販売を泉崎の海上村長のように、たすきをかけて東京、上野、宇都宮、白河、雨の日も風の日も率先して、あなた、陣頭をとってやれるかと、やれる自信がありますかと問いました。結果的にはやらなかったんです。やったのは、私が平成9年に入って、白河駅前を若い職員と一緒に街頭販売の立売をやってきた、そういう経緯があって、決して前町長だっておろそかにしているわけではありませんし、私は引き継いだものをおろそかにするなんていうつもりは全くありません。現行の決められた約束の中で、どう販売するかは私の責任だと思っているので、しっかり頑張っていきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） ここで1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、田中重忠君、(7) 庁舎建設基金への一般財源からの繰り戻し返済についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

[8番 田中重忠君起立]

○8番（田中重忠君） 庁舎建設基金への一般財源からの繰り戻し返済について質問をいたします。

この問題は、平成28年12月議会、町長の行政報告で突然表明されました。県から指摘があり、改善計画書を提出、宅造特別会計に貸し付けている庁舎建設基金3億5,600万円を一般会計から宅造特別会計に繰り出し、宅造特別会計から一般会計の庁舎建設基金に全額繰り戻して返済し、宅造計画の借入金3億5,600万円を解消するというものです。

これについて、町は宅造特別会計を正常な形にするためと説明しただけではありますが、その実態は町宅造を10年間1区画も販売できず、庁舎建設基金からの借入金も全く返済できなかったことです。このことについて

町長は何一つ責任を明らかにせず、謝罪もせず、今後の販売計画についても何一つ明らかにしておらず、ただ宅造特別会計を解消し、宅造問題の責任を逃れようとしていることは明らかであります。価格は下げない、売れない、どうにもならない。つまり、これは宅造特別会計事業の実質的な破綻にほかなりません。特に、今後の販売計画も見通しを全く示さず、資料も提出せず、前久保木総務課長の「資料の提示でございませうが、議会が求めるものであれば提示したいと思います」との答弁で済ませてしまいました。

今回、町長が行政報告だけで事を済まそうとしていることは、町行政としての重大な誤りであります。富永町長は、当初の3年間で計画がうまく進まなかった時点で、販売計画を7年間延長見直しを行い、懸命に販売に取り組み、10年間で75区画の宅造を販売しました。しかし、須藤町長は10年間、販売計画を一切作成せず、価格も全く変更せず、ほとんど販売努力をしていませんでした。何よりも、富永町長が10年間で75区画も販売していたのに比べ、須藤町長は同じ10年間で全く1区画も販売できず、販売ゼロなのです。

須藤町長には、議会と町民に対し重大な責任があり、議会と町民に対し心から謝罪し、今回の計画の重大な変更と、一般会計からの3億5,600万円の繰り入れ及び今後の販売計画と見通しについて関係資料、特に県に提出した改善計画書等を全て議会に提出し、議会全員協議会を開き、丁寧な説明をし、議会議員と真摯に向き合い、理解を得なければならないと思うのであります。

また、今回の政策の変更、宅造特別会計をなくすという重大な決定について、関係資料を提出し、詳細な説明を行うのは当然のことで、「議会から求められれば資料を提出する」などの前久保木総務課長答弁は絶対に認められません。町長が議案や資料を提出し、議会審議をするのは当然のことで、議会から求められなければ、何一つ資料を提出せず、事を済まそうとする町長らの行政執行は、全く信用に値しないものです。町長に対し猛省を求めたいと思います。

町長に次の点についてお聞きいたします。

平成28年12月議会で提案された28年度8,600万円、29年度から31年度までの3年間、各9,000万円、計3億5,600万円を一般会計から宅地造成事業特別会計に繰り出す根拠について、お聞きしたいと思います。

2つ目に、県の指導により、町が県に提出した経営改善計画書はどんなものなのか。議会にそのコピーの提出をしていただきたいと思います。

3つ目に、宅造を完売することが正常な形であり、自治法上、年度を超えての繰りかえ運用を解消することの実現を目指すということですが、この実現を目指すのかどうなのか。

4つ目に、3月議会、町長の「当時、田中議員は、私は一緒にやった覚えはありません」との答弁は事実と反しているため、取り消して謝罪をしていただきたいと思います。

5つ目に、「3億を返せとはなんだ。自分の右ポケットから左ポケットに移すだけのもの。私はどこから借入金返すんだ」という町長答弁の真意をお聞きしたいと思います。

以上、5点について町長に答弁をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1点目、2点目については担当課長から答弁をいたします。

3点目については、宅造を完売することが正常の形であります。また、年度を超えて繰りかえ運用解消のため、平成28年12月定例会で行政報告のとおり、4年間で実現を目指すものであります。

4点目については、議員は一緒にやらなかったということでありませう。

5点目については、宅地造成特別会計をやめて一般会計に組み入れて、売れ残る土地を町有地として町の資産とする方法について提案したところであり、庁舎建設基金及び建てかえ基金への償還をしなければならないことから、町の資金移動を説明したものでございませう。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、1点目につきましては、地方自治法第208条第2項の規定に基づく会計年度独立の原則で、会計年度に支出すべき経費の財源は、その年度における収入によって示さなければならないということございませう。

2点目につきましては、平成28年12月定例会で行政報告のとおり、平成28年度から平成31年度の4年間にわたり、一般会計から宅地造成事業特別会計へ3億5,600万円の繰り出しを行い、役場庁舎建設基金及び土地開発基金への償還をするものでございませう。

以上ございませう。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） その前に答弁漏れ、2点目。議長、2点目の答弁漏れを先に。

○議長（円谷忠吉君） 2点目、総務課長。

今、言ったと思うんだけど、聞こえなかったみたいだから。

○総務課長（小針紀喜君） 2点目ございませうけれども、今申し上げたとおり、12月定例議会で行政報告のとおりございませう、4年間にわたりまして3億5,600万円の繰り出しを行うということございませう。

なお、コピーの提示ということございませうけれども、これにつきましては、議会の求めがあれば、私どもも検討したいというふうに思ひませう。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず、第一点は会計年度の原則であります、これは特別会計の場合は条例を定めて、別に取り扱いとして起こしたもので、それが今課長の言われるものとは全く違はずです。単年度会計の原則というのは、その年に得た歳入については、その年の歳出に充てるというものであります。ただ、例外として基金やなんか、そうしたものが条例で定めてあれば、それにいわゆる入れること。それら繰越金についても、それはその年度に歳出したことになるわけであります。

それと、だから宅造特別会計の、これが20年間そのままになって動かないから、だからそれを解消するんだということは、決して正常化でも何でもありませんが、その点について担当課長、もう一回答弁伺ひませう。

それから、2番目の行政報告書のとおりとまた出てきましたが、この行政報告のとおりとかいう、そういう答弁はやめてください。答弁は答弁できちんとしてくださいよ。そして、そのコピーについては求めがあれば提出します。求めがあれば提出じゃなくて、提出していただきたいという私のほうで申し入れをしているわけですから、それについてはこの議会の会期中に出してください。経営改善計画、県にどういふ経営改善計画を出したんですか。私ら全くわかんないわけです。だから申し上げているので、それについてはきちっと出して

いただきたいと思ひます。

それから、現段階では正常な形ではない、だから今回このような形で是正するんだという趣旨であろうと思ひます。正常な形というのは何なのかということになりますと、それは結局宅造を販売して、代金を回収して、その代金で庁舎建設基金からお借りしている金を返す、これが正常なことなんです。今回はそういうことじゃなくて、3億5,600万を一般会計から繰り入れて庁舎建設基金へ返すと、こういうことをやるんだということとあります。

しかし、じゃ宅造の販売はこれからどうするんですか。これ、売るんだと思うんですね。売るんだったら、先ほどの私質問でしましたとおり、しっかりした販売計画を立てて、販売方法をしっかり協議して、そして取り組まなければ、今までと何も変わらないんじゃないですか。その辺のところについて私はお聞きしているわけですので、その辺についてご答弁いただきます。

それから、先ほども申し上げたんですが、「今回のこの処理は正常な特別会計に戻す目的であって、別に手を込んだものの判断をしなくても、議会が今度の9,000万等々のお金の一般会計の繰り入れをお認めいただいて、経過を会計整理すれば、それは事は済むということを申し上げておきたい」という答弁を町長はしているんですね。本当にこれで事は済むというふうに、町長は認識していらっしゃるのでしょうか。

以上の点について答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず初めに、地方自治法208条第2項の規定に基づくということで、先ほど申し上げましたけれども、その中で年度を超えての繰りかえ運用は好ましくないという県からの指導がありまして、経営改善計画書を提出したということで、これについては12月の定例会のほうで行政報告をしたとおりでございます。

内容につきましては、一般会計から宅地造成事業特別会計への繰出金の財源が財政調整基金としまして、年度ごとの繰り出し額は、平成28年度は8,600万円、29年度から31年度までは毎年9,000万円ということで、合計3億5,600万円になるということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 販売計画については、具体的な案は持ち合わせてございませんが、12月議会でお示しのとおり、地方創生交付金において2区画に定住・移住促進関係の事業を進めておりますので、そういったさまざまな施策を講じて販売促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） いやいや、答弁も、正常な特別会計に戻す目的であって、別に手を込んだものの判断等の町長の答弁の真意を聞きたい。

もう一度、町長。ではもう一回言います。

〔「聞こえないんだけど」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 先ほども申し上げていますよ。「正常な特別会計に戻す目的であって、別に手を込んだ

ものの判断をしなくても、議会が今度の9,000万等々のお金の一般会計の繰り入れをお認めいただいて、経過を会計整理すれば、それで事は済むということを申し上げておきたい」 こういう答弁を町長されているんです。これについて真意を聞きたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 会計法上はそれで事は済むということを申し上げておりますので、宅造の販売のこの事は済むということを申し上げているわけではありません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長、ちゃんとまともに答えていただきたいと思うんです。この町長がおっしゃった、9,000万円のことを認めてもらえば、それで事は済むんだと、こういう答弁をしたんですよ。だから、それについてその真意は何なんですかということで、私はお聞きしたわけです。そのことについてきちっとお答えをいただきたいと思います。

それから、建設課長が販売計画については具体的に持っていないということですよ。それで現在地方創生事業、それで2区画処理するわけです。しかし、この地方創生でやれるこの事業は、宅造の販売とは全く関係ないと思うんですよ。これ販売じゃないですよ。宅造で持っている土地を使って住宅を建てて、そして賃貸で貸すと、これだけ話でしょう。それ以外に販売の計画を何もお持ちでないんですよ。町長も恐らく計画持っていないですよ、販売の。だから販売の計画も何も考えない、持たないで完売を目指すとか、そういうことばかり議会で言っていますけれども、もうちょっとしっかりとした取り組みをしてほしい。そういう取り組みがないから販売できないんだと、こういうことを私は申し上げているのであります。

1点、建設課長。今後の販売について、これを説明していただきたいと思います。

それから町長、確認なんです、この状態というのは、持っているものは売れない、金が入ってこない。これ一般企業ですと破綻です、破綻。これは浅川町行政だから、皆さんが納めてくれる税金を使って、それで帳尻を合わせようという、そういうものではないんですか。その点、お答えください。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど来申し上げたとおり、年度を超えての繰りかえ運用は好ましくないという県からの指導がありまして、それらを解消するために繰りかえ運用を解消するというところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 具体的な販売計画は、今お示しする内容はございませんが、それに向けての取り組みとしまして、前回の議会等でも報告しているかと思いますが、協会関係とのご意見、指導を受けまして、さまざまな県内での販売、実績、成功例、失敗例等ありますので、そういったことも含めて、今後、具体的方向性を検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（2）高校通学費の助成を実現し、負担軽減をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 表題のとおりであります。浅川町は高校がありません。ですから、それぞれ郡山、白河、埴、石川、矢吹、さまざまところに通学をしているわけでありまして。石川地方でも、今年度から平田が月5,000円の通学費の助成を予算化したということでありまして。教育費は本当にそういう意味では、高校は義務ではありませんけれども、もう義務と同じように全員が高校進学するというのが、もう浅川でも同じであります。そういう点から考えれば、浅川町も高校の通学費の助成措置を講じるべきだろうと、こういうふうを考えます。

ちなみに、郡山までですと1カ月、高校が1万700円、専門学校、短大等が1万1,900円というふうに1万を超えているんですね。石川の場合は4,000何がしとこういうことではあります、それぞれそれらの負担を少しでも、無料にしていくというのが究極の願いでありますけれども、一定の助成措置を講じて軽減を目指すべきだろうというふうに考えます。お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

高校の通学方法はさまざまで、汽車通学、バス通学や家庭での送迎等、違いがあることから、現在のところ通学費の助成は考えてはおりません。ただ、問題はこの健全といたしますが、正常といたしますが、家庭ではなくして公的支援を受けているというような状況の環境にある子供等々については、さすがに検討を内容、個々の内容がありますが、調査をして助成といたしますが、補助ですか、あるいは全額ですか。そういうものを考える時期かなというふうに思っています。

ただ、一般論で全ての子供たちに、距離も場所も教育も違いますから、これを負担をするということは、現時点では難しいし無理だと思っておりますが、その公的援助家庭にある環境のお子さん等については、考えるべき問題があるのかなということを答えとしたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の答弁、一步前進であります。公的な援助家庭、こういうところについて、家庭の子供さん等の高校の通学、専門学校の通学、こういうところに、これらについて一定の助成を考えなくてはならないだろうと、こういうふうな趣旨の答弁であります。ぜひ、最初の一步でありますけれども、このような考え方に沿って、公的な援助家庭、具体的にどういう家庭を指すのか、わかりやすく教えていただければ幸いです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） いわゆる言葉のとおり公的援助ですから、生活保護とか要支援とか、いろんなその分け方はあろうと思うんですが、公的支援援助を全く受けていない正常、正常という言葉は間違い、あるいは語弊があるかもしれませんが、そういうものを受けない健全な家庭、何ていうのかな、非常に難しいですが、差別をするような言葉になりますので、そういうものがない家庭で、いわゆる教育の平等と、あるいは貧困層の貧困の子供たちといたしますが、今は6人に1人が貧困層に入っているというような現実の社会問題もあるわけですし、私どもの町も対岸の火ではないと思うんです。だから、そういうものをこれから、特に民生委員・児童委員の皆さん方にも、地域の情勢には詳しいですから、基本をつくって、そういうものに該当するものが



あれば、それなりのご援助をしたいなと思っています。

ただ、問題は国が本当に学費無料化の方向に進んでいるのならば、私もそれに沿って非常に財政的にも楽なんです。完全に賄いをするということになると、非常にやはり違う立場からの問題も提起されますので、その辺は本当に合理的に公平性がある、やっぱりそうだなというような施策の方向づけを見つけることが我々の仕事だなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと具体的になかなかいろいろ貧困、あるいは公的な保護と、こういうふうなことなんかも含めて、町長の説明、慎重を期しているんだとは思いますが、なかなかわかりにくい点もあります。しかし、だから子供の貧困というのは6人に1人だということで、この事例、特にNHKが何回かにわたっていろいろやっております。こういうことも考えて、やはり本当に大変な状況で、それでも頑張って高校を出す、そういう家庭も、私はかなりいるのではないかと。特に父子家庭や母子家庭や、さまざまな経済的には容易でない、そういう家庭の子供に対する通学費の助成、これをぜひ具体化してほしいということを要望して終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）町の公共施設を土曜日、日曜日にも利用できるように改めるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 町の公共施設、これは公民館や民俗資料館、図書館、図書室、さまざまところがあります。コミュニティーセンターとかいろいろあるんですが、私は特に公民館や民俗資料館、こういうものの土日・休日の利用、こういうものをきちっと位置づけて、そして人的な配置も考えながら、利用できるようにすべきだと、いわゆる会社に勤めている人たちが何か利用しようとするれば、やはり土日になるのは至極当たり前です。そういう方からも、若い方からもぜひ、その方は中央公民館ですが、公民館を土日にぜひ借りられるようにきちっと位置づけてほしいと、こういう要望がありました。

施行規則では、ここに出ておるんですが、休館日ということで第5条、公民館の休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に休館することができるということで、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律云々ということで、施行規則でありますから、条例ではありませんので、議会の議決も経ることもありません。町がその気になって、やはり土日の利用、こういうものについて位置づけてほしいと、利用できるようにしてほしいと、この1、2の趣旨であります。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 社会教育施設の関係でありますから、教育長が答弁いたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

1点目については、利用者のニーズに合わせ、公民館においては申し込みのあった団体について、土日の開館をしてきたところですが、内部にて協議し、利用者の利便性を図れるよう、考えていきたいと思っております。

2点目については、配置する職員の体制について検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、答弁漏れ。

教育長。

○教育長（内田賢壽君） さらに利用者の利便性を図り、歴史民俗資料館と合わせ、土日の開館を検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 教育長から具体的に、そのニーズに合わせて利便を図るという明確な答弁がありましたのでしたとしますが、この施行規則をぜひやっぱり変えてほしい。これは教育長がいうように、ニーズに合わせてケース・バイ・ケースで利便を図っていききたいということでありますが、やはり施行規則の中で土日を休館日だというふうに決めておく、そのことが基本的に変わらないと、やっぱり、そういう言い方は私言いたくないんですが、適当な言葉が見当たりません。顔を見て、この人ならば貸すとか、この組織ならば貸すとか、違う人は貸さんにとかという、そういうものが生まれてはこないと思うんですけども、利用する人にとっては、あの人たちが借りたのに、俺らは何で借りられないんだというふうな、そういうことなんかも生まれてくる可能性もありますので、この施行規則をぜひ内部で検討していただいて変えていただきたい。こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢壽君。

○教育長（内田賢壽君） お答えいたします。

土日の開館を検討していくということにおきましては、それをあわせまして施行規則の検討も同時に行っていきたいと思えます。

〔「はい、了解」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）町に宿泊する場所（施設）がない、ぜひ検討して実現をの質問を許します。10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問します。

前にも質問しましたがけれども、浅川町という町に、ほかから来た人を含めて宿泊する施設がないんですね。これは本当にぎくばらんな話では情けない話だ。町なのに泊まる場所がない。これは一体どういうことなのかと、いろいろ考えられると思うんです。このことについて、一つは町長、どういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたい。

そして、2つ目には、今後十分な検討をして、何とか町で泊まる場所があるんだよと、ホームページでもきちんと出すことができる、そういう施設の実現、あるいはあつせん、そういうものなんかも含めて、民間の活力も導入しながら何とか実現してほしいなど。特に若い人たちはスポーツ大会をやったり、交流を深めたりするそういう中で、やはり泊まる場所がない。やっぱり1つの釜でご飯を食べて、みんなで泊まって交流を深めたい、こういう声が若者の間でも今、出ております。ぜひそういう観点でこの問題を何とか解決、実現を

してほしいと願うわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

まず、1点目につきましては、浅川町に宿泊施設がなくなったことは、非常に残念なことであると認識をいたしております。

2点目につきましては、現在のところ行政主導で行うことは考えておりませんが、民間事業所の方から相談等があれば、行政として可能な支援はできるかなというふうに思っております。ただ、ご承知のように、公共企業体が宿泊施設の運営、経営をするなどということは、今の状況ではとてもでないが至難の業でありまして、現実にはそれを第三セクター等でやっている町も経営に困難を来している。集客に苦勞をするよりも、集客の努力をしても来てくれないということが、現実の姿としてご承知だと思います。

ですから、私は町に宿泊施設、あるいは遠くから来て自然を楽しむというようなことが、もし可能だとすれば、それは全く新規の、今までの風習とか、あるいは習慣とか、いろんなことをこだわらない全く新しい感覚の経営理念を持った方が、経営に携わってビジネスをやるということなんだと思うんです。ただ、ボランティア奉仕では成り立ちませんから、当然、収益の問題、経費の問題、あるいは人的な問題等があつて、これらが賄えなければ、結局利用される人にも決して満足は行き届かないということになるんだらうと思いますので、そういう方がどこからか、ホームページでもインターネットでもいいですが、この花火の里浅川というところでひとつやってみたいと、全国にはないわけではありませんからね。そういう事例があつて成功している、そのペンションとかロッジとかはあるわけですから、そういうものを私の町の、あるいは山白石とか、あるいは違う集落にもし希望があれば、それは町としても惜しみない応援をして、やっていきたいなというように思っています。いずれにしろ、追うに深くて大きくて難しい問題だと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私も町長の答弁にうなづくことしきりであります。まさに町が第三セクターで何か温泉めいたものを掘って、そういう宿泊場所をつくる、レクリエーションの場所をつくるというのも、一時いろいろ各行政でやりましたけれども、ほとんどは大変な苦勞をして、隣の棚倉町なんか赤字を、町の財政から埋めるために助成をしているような、そういう大変な状況が生まれています。それこそ町の財政が傾くようなことになっては、私はならないし、そういうことに町民の血税を注ぎ込むようなことがあつても、私はならないと思うんです。

しかし、やはり町長が言われるように、全国に向けての情報発信なんかも、私は1つはホームページなんかで花火の里、自然豊かなこの浅川町にというようなことで、こういう宿泊施設がないと。しかし、古民家というんですか、昔の大きな元庄屋さんやあるいは大きな農家の空き家があつたり、そういうことを利用する、そういうことであれば、町もその中に入っているいろいろ協力したり応援したい。こういうふうなホームページの情報発信なんかも、私はあつてしかるべきかなというふうに思うんです。そして、そういう方がいれば、やはり町は積極的に、町長は応援したいと言っているわけですから、このような応援もできるというようなことあれば、情報発信をしていただきたいなど。

あるいは民宿の問題なんかも一定の、私も具体的に、民宿にきちっと調査したり泊まったりしたことはないんですが、例えば、鮫川では数件民宿がある。古希の二次会をそこでやって、そこに泊まったという人なんかもつい最近聞きましたけれども、そういう民宿なんかのことについても、やっぱりいろいろ情報を収集したり、発信したり、そういう工夫を、ぜひ町は進めてほしいと思うわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 最後のホームページ等とかでの情報発信、あるいはその民宿等の運営の仕方、あるいはどういった法令等になっているのかなどにつきましても、今後調べていろいろ対応したいと考えます。以上です。

〔「ぜひお願いします」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、（５）町道などの幅員をきちんと確保し、安全を図るためにも側溝などから上げた土砂除去を計画的にやってほしいの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 要旨のとおりであります。これは特に用水路なんかの兼用になっている町道の排水、そういうところには非常に土砂がたまって、本来ならばその地域で片づけるべきものなのかなというふうにも思いますが、もう今、地域のこういう仕事に出る人夫の方々も高齢者が多いわけであります。そういうことも含めて考えますと、せめて町道の白線の見えないような形で堆積している土砂について、町はやっぱり重機なんかで業者に取り除いてもらう、あるいは町の排土板、ああいう機械でやれるんならば、あるいは町の人夫でやれるのならば、そういうことで工夫をして取り除いてほしいと、こういうふう思うわけであります。ぜひ町内を歩いて調査をして、計画的にその実施を実現してほしいということであります。

以上。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、さまざまな要因で堆積した路肩の土砂については、毎年対処しておりますが、ご指摘の案件が確認された場合は、速やかに対処する考えです。

2点目につきましては、道路側溝等の機能が阻害されているものにつきましては、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。たまたま部落の共同作業等々があつて、水路の升の固まりとか、あるいは分かれ目に詰まったものとか、本来は土手側のほうに上げてくれれば一番いいんですが、どうしても道路のほうに置くほうが楽なものですから、そういうものを見受けられる。これはあるんです。そういうものを見つけたらできるだけ早く、車が落としたり、ぶつかったりできないように、全て細かく目配りをして、対処をして環境整備に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、またどこかで見受けて気がついたら、一報をいただければ幸いかなというふうに思っています。

〔「はい、了解」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、9番、上野信直君、（1）経済的な困難な家庭の児童・生徒を支援する就学援助の一層の充実をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） お尋ねします。

子供の貧困が社会問題になっている中、国会で日本共産党の議員が強く求めてきた、要保護者の入学準備金を2倍にし、入学準備金を入学前に支給することを可能にする就学援助の充実が、今年度から実現をしました。このことを踏まえ、経済的に困難な家庭の児童生徒を支援する就学援助の一層の充実を求める立場から、5点について伺いたいと思います。

1点目です。この件に関し、国から町に通知があったと思いますが、どのような内容だったのかを伺います。

2点目です。この通知に対し、町はどうしたのか。また、どうしようとしているのか、対応を伺います。

3点目です。経済的に困難なため、要保護、あるいは準要保護として就学援助を受けている児童・生徒の総数と、全体に占める割合はどのぐらいか、実態を伺います。

4点目です。今年度はどのような方法で、児童・生徒の保護者に就学援助制度の周知を図ったのか、伺いたいと思います。

5点目ですが、国の対応の趣旨からすれば、準要保護者の入学準備金も増額し、入学前に支給されるように対応することは、入学準備金以外の給付についても積極的に増額すべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

学校就学支援関係のご質問でありますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目については、平成29年3月31日付、文部科学省教育長より通知がありました。内容につきましては、就学援助の前倒し、入学年度開始前の支給や新入学児童生徒学用品費支給額の倍増が上げられております。

2点目につきましては、国からの通知を熟慮し、事務手続が行われるよう、今後検討したいと思います。

3点目につきましては、総数が42人、全体に占める割合は約8%となっております。

4点目につきましては、各学校において新入学児童生徒の保護者に対して、入学説明会時に教育委員会にて作成した通知文を配付及び広報あさかわ2月号に掲載し、周知をしているところです。

5点目につきましては、2で述べたとおりです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目に関してなんですけれども、この平成29年3月31日付の通知が来る前、昨年9月23日付で同趣旨の通知が町にも来ていると思うんですね。国がこういうふうに来年度からしたいと、要保護者については、こういう通知が来ていたわけですから、ことし3月31日の通知というのは決定したからという、確認の通知だと思うんですね。

ですから、私はそういう流れからすれば、今年度当初から要保護の準備金の倍増、それから支給前の開始、

これを実施していただきかったというふうに思うんですけども、お答えでは今後検討したいということでありました。検討する方向としては、これは国の示す方向で検討したいということによろしいのかどうか、ひとつ確認をさせていただきたいと思います。

それから、3点目で実態を伺いました。42人で要保護、準要保護、合わせて8%ぐらいだというお話でありました。全国平均は15.4%という数字が出ております。ですから、我が町は全国平均の半分ぐらいだという状況だということが分かったというふうに思うんですけども、浅川町が全国的に見て裕福な世帯ばかりの町かといえば、私は決してそういうことはないというふうに思うんですね。ですから、8%にとどまっているということは、やはり要保護、要保護のほうは考えられないかもしれませんが、準要保護のほうですね、特にこちらのことについて、受けられる条件があるのに受けない方が、まだ相当いらっしゃるんじゃないかというふうなことは推測できると思います。

したがって、4点目でお尋ねをしました。どのような周知方法をとっているのですかということについては、入学説明会で説明文を配付をし、広報あさかわで広報していると、こういうお答えでしたが、これでは不十分だというのが、この8%という数字にも出ているのではないかというふうに思います。

川崎市というところでは、新入生の家庭全部に申請書を送っているんです。もちろんどういう申請書なのかというのを、具体的に説明文をつけて送っているんですね。申請しますか、しませんかというのを各家庭から上げてもらっている。これで申請漏れというのは、恐らく相当防げるんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、8%にとどまっている理由、この1つにはもしかするとそういう準要保護、国の支援を受けて子供たちを学校に上げるというのが恥ずかしいという部分が、もしかしたらあるのかなというふうに思うんですけども、それは大変な誤解でありまして、子供たちに豊かな教育を受けてもらうために、国がそういう制度をつくっているわけでありますから、その趣旨をきちんと保護者の方にお伝えをすると、こういうことも極めて重要なのではないかというふうに思います。

以上の点について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず1点目ですが、町の方針としましては、金額につきましては、国に準じて対応したいと思っておりますが、支給時期につきましては、認定事務も含め、一連の流れをもう一度再確認して、入学先の決定、早い時期での支給の時期になるかと思っておりますので、十分精査したいと思っております。

それと、2点目の周知の方法なんですけど、今議員さんおっしゃったとおりのこともあるんですけど、町としても先ほど答弁したとおりの周知方法プラス、さらに手厚く周知したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） こういう制度があるのはわからなかったという方がないように、あるいはそういうものをもらったら恥ずかしいんじゃないかという誤解がなくなるような説明を、ぜひお願いしたいと思います。

それで、1点目のほうなんですけれども、金額の増額は国に準じて行う方法で検討しているということでした。支給時期については、これはちょっと国の方向とは違って、入学先の決定をきちんと見た上でやりたいと、

これはもしかして、違う学校に行っちゃったら返せという話になるかもしれないということですよ。

ただ、そういうことを心配していると、本当に子供たち、実際子供たちというより家庭ですね。家庭がこのお金を入学の準備のために、町から来るお金を必要としているときにももらえないということになってしまいますよね。どこから借りて、払った後でもらうんでは、これはやはりこの制度の趣旨からするとちょっと違う。やはり国のほうでもその点はきちんと言っているはずなんです。必要としている時期にわたるよう努力しなさいということを行っているわけでありますから、これはぜひそういう方向で検討していただきたい。もう教育委員会で恐らく論議になるんだというふうに思うんですけども、ぜひ、そのところをしっかりと議論をしていただきたい。

浅中に進まない、進む予定だった子供が突然ほかの学校に行くことになったというのは、本当にまれだと思うんですよ。そういうことを理由にして、全体をおくらせるというのは、私はちょっと筋が違うんじゃないかなというふうに思いますので、よく検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） それでは、今の点につきましては、改めて熟慮したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（２）国保の保険者が町から県になる「広域化」で国保税は安くなるのかの質問を許します。

９番、上野信直君。

〔９番 上野信直君起立〕

○９番（上野信直君） 来年度から国保の事業者が浅川町から県のほうに移る、市町村から県に移る、いわゆる広域化が実施されます。これに関して簡潔に７点伺いたいと思います。

１点目です。実施が間近に迫っているにもかかわらず、広域化の概要がさっぱり見えてきません。これまでに県から町に伝えられた広域化の概要を説明していただきたいと思います。

２点目です。県は広域化によって、各市町村の国保税がどうなるか試算をしているはずであります。試算結果は示されたのかどうか、伺いたいと思います。

３点目です。広域化で国保税が平準化される、つまり県内市町村の国保税に差はなくなると言われてきました。そこで、我が町の国保税は安くなるのかどうか、端的に伺いたいと思います。

４点目です。仮に高くなるという試算が示されたら、県に計算方法の見直しを強く求めるべきだと思いますが、お考えを伺います。

５点目です。国保税が前年度より増税になる場合は、たとえ国保税を引き下げたため、これまで実施したことがあるように、一般会計からの繰り入れを行うべきではないかと思いますが、考えを伺います。

６点目です。減税のための一般会計からの繰り入れに対し、県は補助金の減額などのペナルティーをかけるとも伝えられています。一般会計のお金をどのように使うかは、自治体の判断に任ずというのが地方自治であります。そのようなペナルティーはやらないよう、県に求めるべきではないかと思いますが、考えを伺います。

最後の７点目です。広域化では市町村の予算不足に備えて、県は財政安定化基金を設置します。これにより

町の国保基金は原則として不要になると思われまので、積極的に減税に使う、他の医療保険と比べても格段に重い国保税を下げるべきではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目から7点目まで、国保の広域化事務作業に関することですので、担当課長より答弁をさせます。

8点目ですが、国保基金についての使途は各市町村に任されるようではありますが、基金は急激な医療費の高騰等に備えるもので、限りある財源を大切に、有効に使っていきたくと考えております。

3、4については、担当課長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

1点目につきまして、これまでも国保運営についての情報がわかる範囲で説明させていただきましたが、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することです。具体的には、県では都道府県単位化により、財政運営の責任主体となり、国保運営方針に基づき、市町村が県に納める国保事業費納付金の額を決定するとともに、財政安定化基金の設置運営を行うこととなります。一方、市町村においては、地域住民と直接顔の見える関係の中で、保険者証の発行といった資格管理、保険給付、保険料率の決定や賦課徴収、特定健診、特定保健指導といった保険事業などを実施していくこととなります。

2点目につきましては、現在のところ示されておられません。

3点目につきましても、今のところわかってはおりません。

4点目でございますが、町村に示される標準保険料率等については、県と市町村実務担当者との長い期間をかけての協議、調整の結果であり、本町だけの問題ではないと考えております。

5点目につきましては、県に照会したところでも繰り入れができるかどうかについては未確定な部分ではありますが、一般会計から法定外繰り入れをするということになりますと、一般会計の費用は社会保険等の他制度の方の費用も入っているということで、慎重に考えていかなければならないと考えております。

7点目について、減税のための一般会計からの繰り入れは行っておりません。法定外繰入金については、安易に市町村で行わないように通知のあるものであります。本町では、現在のところ法定外繰り入れは行っておりませんので、県に求めるものはありませんが、実際のペナルティーはないようでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、国保の広域化というのは、簡単に言えば集める金は県が集める。各市町村はこれだけ集めなさいということで国保税を言ってくる。町はそれを納める。そのほかの仕事は今までどおり町がやると、こういうことのようなですね。もう一つありました、調整安定化基金、それを県のほうでつくりますよということですね。わかりました。

具体的に浅川町の国保税がどうなるか、現在試算は示されていないと、こういうお答えでもありました。でも、もう県としては試算はしているのですよね。それで、県議員には概要だけはお伝えしているんです。高



くなる市町村が20市町村、安くなるどころが29市町村で合うのかな、多分そういう数字で、具体的に試算をしていて、ただ市町村には教えてないというだけなんです。私は、県から言われたらそれだけの国保税を集めなくちゃならないわけですから、まさに浅川町の国保加入者にとっては大事な問題だと思うんですよ。このことについて、県から示されるまでは町は何も言わない、聞かない、こういうことはどうなのかなというふうに思うんです。やはり県に対して早く教えてくれと、それで高くなるようだったら、そんなのはやめてくれと、考え直してくれと、これ浅川町の国保加入者の立場に立って、そういうふうに言うのが、私は町の仕事じゃないかなというふうに思うんですけども、町長、そうは思いませんか。

県から言われたとおりに、はい、納めます。こういう関係が町と県の関係なんですか。私はそうじゃないと思いますよ。県だって、県と各県内市町村はイコール・パートナーだ、対等な関係だというふうに言っているんですから、町はそういうふうな試算になっているんだと、早く示せと、こういうことを言える立場だというふうに思うんです。私はぜひそういうふうに言ってもらいたい。そういう立場で対応してもらいたい。それで、仮に高くなるようなことがあったら、それはぜひ改めてくれと、こういうふうに言ってもらいたいんですよ。実施は来年の4月からですからね。もう時間がないんです。県がもたもたと公表をおくらせて、それでもう期間がない、もうこれしかないんだというふうになったら、もう動かしようがなくなるわけですから、地方自治体として、ぜひそういうことを強く求めていただきたいというふうに思います。それが1つです。

それから、もう一つ。基金のことであります。先ほど課長もおっしゃいました。県のほうで財政安定化基金をつくると、これは各市町村が国保税を集める仕事は、市町村が今までどおりやるんです。集まらなかったときに県に納められない、こういう事態が生じるわけですよ。そのときにこの基金をつくって、町にお貸しをしますと、そのための基金なんです。ですから、医療費が高騰したり、何とかかんとかということ、基本的に関係ないんですね。同じ国保の中で、基金を町と県とで持つ必要は、私はないだろうというふうに考えれば、この現在、町の国保基金にある、幾らでしたか、何千万かありましたよね。これは今まで国保加入者の皆さんが厳しい中で納めてきて、その一部を積み立てたものなんです。ですから、国保加入者の皆さんにお返しをすると、これも私は筋じゃないかというふうに思うんですけども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 県に納める納付金のおただしでございますが、県と市町村の職員が、今、一生懸命ワーキンググループをつくって協議をしている最中でございます。非常にそこに集まる担当の係というのは、国保の担当、そして非常に身近な職員も参加しておりまして、協議している中であります。今、試算をしている最中でございますので、それがひとり歩きしてはまずいということで、各町村にはお示しをしないということでございます。

県に納めるお金が確かに高いような場合には、市町村は県から財政安定化基金から貸し付けを受けるということになっております。ただし、市町村、県の一本化になりますと、医療費の支払う方の分母が多くなりますので、これ1つをとっても国保制度が安定化するのではないかと考えてございます。

次に、なお、高い場合には訂正するように話をすべきではないかということですが、納付金の検討、保険料率の検討については、相当細かい内容を協議しているところであります。それぞれの町村が抗議していたのでは、非常に混乱が起きるのではないかと1つ考えているところであります。

それから、基金の使い方については、これまでと同様、国保税の高い安いの非常に大きい波を平準化していくというところで充てておりましたので、町のほうで自由に使えるということも聞いておりますので、そういうときに使っていくのが一番なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 前の説明されましたが、私が申し上げたいのは、県に今どういうふうな状況なんだということをお教えられるように求めてほしい。それで、町の国保税がうんと上がるような、そういうものになって、あともう動かしようがないという段階までいったときに初めて公表されて、いや、こんなはずじゃなかったと、いや、ひどいことだなと言ったって始まらないわけですからね。被害者は町民なわけですよ。ですから、そうなる前にやはり強く、今の協議状況はどうなんだと、どういうふうな議論をしているんだということをお町としては知る権利は当然あるはずだし、町民の立場に立って、そういうことを強く求めていただきたいということが1点目であります。今の答弁ではちょっと明確になりませんでしたので、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、国保の基金についてであります。これは先ほども述べましたが、これまで国保に加入されていた方が、言ってみれば多めに納めて、その一部を積み立てておいたものですよね。先ほどの質問では、会計年度は単年度が原則だというふうな話がありましたけれども、本当だったら集めた金、余ったらその年に全部返すのが単年度の原則で、これが本筋なんです。ところが基金という形で持っていた。でも、これからは県のほうでちゃんと基金をつくるのだから、今まで納めた人に返しましょう。これが本当じゃないですか。私はそういうふうにするべきだと思うんですよ。現金でお返しするわけにいかないの、国保税の引き下げにこれは使っていく、そういうことが一番妥当なのではないかと、これは後年度の人のために残しておきましょうなんていうのは、会計の単年度の原則からすればとんでもない間違いだということになりますよね。ですから、ぜひそのことをよく検討していただきたいというふうに思いますが、再度答弁を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 納付金保険料総額、標準保険料率等々については、さまざまに説明を受けておりますが、これについては公表しないということでもありますので、それに沿った対応をさせていただいております。なお、ワーキンググループに参加している市町村の職員からは、当然ながら高い安いについては、県のほうと協議をしているところだと考えております。

基金については、先ほど述べたとおりでございますが、確かに加入者が納めたもので、今後の国保税、もしくは医療費の急激な伸びに充てるというところで、国保の加入者に還元するということは当然だと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）希望者がふえ続けている放課後児童クラブの施設の充実と安全対策の質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 浅川児童クラブは保護者の評判がよく、クラブに入る子供が年々ふえ続けております。そのため、極めて手狭になっており、子供の安全面でも懸念が強まる状況になっています。以前にも一般質問で、登録者が大変ふえているが、どう対応するのかとお尋ねをしました。答弁は、指導員の先生の確保が困難で苦慮しているというものでした。その後、さらに子供たちはふえています。大きな事故が起きる前に、しっかりした対策が必要ではないでしょうか。また、過日児童クラブにお邪魔をして状況を見させていただきました。施設の設備は極めて貧弱で、早急に充実を図る必要があると感じました。以下、4点について伺います。

1点目です。現在の浅川児童クラブの登録者数は何人でしょうか。国の基準及び町の条例には、1人につき1.65平米の占有区域を確保することになっていますが、現状で基準は満たしているのかどうか、伺います。

2点目です。外遊びができない雨の日は、子供たちは体育館で遊ぶそうですが、体育館をほかの何かで使っていると、子供たちは廊下まであふれるということで、大変驚きました。このような状況を町は把握しているのでしょうか。子供の安全が懸念される状況であり、町はどう対応しようと考えているのか、伺います。

3点目です。児童クラブの教室の外側に、幅30センチ、深さ40センチほどのコンクリの側溝がめぐらせてあります。子供たちに聞いたところ、これまでに何人も落ちてけがをしているということでした。ふたをするなどの安全対策が必要ではないでしょうか。認識を伺います。

4点目は設備の充実についてであります。見てきた状況を申し上げます。3クラス全てで物を収納するスペースがほとんどありません。おやつを置くまともな場所也没有ありません。ストーブは夏でもしまわれず、出たままになっています。数少ない備品も全てどこかのお古で、新しいものはほとんどありません。子供たちの本、CD、DVDなども少ないと感じました。浅川町の将来を担う子供たちを預かる施設としては、余りにも貧弱であります。放課後の児童の安全確保と健全育成を図るという、児童クラブが担っている役割にふさわしく、設備の充実を急ぐべきではないでしょうか。お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目ですが、登録児童は176名でございます。面積基準は満たしておりません。

2点目、状況は把握しております。児童クラブの運営施設の検討や指導員の確保について、検討を行っておりますが、対応できていないのが現状でございます。

4点目、昇降口以外からの出入りをしているため、今後は昇降口を利用するよう、指導員への指導を徹底させたいと考えております。

5点目、設備の充実については、計画的に行っているところですが、改善できるものは対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 登録者数が176人というのは、私もびっくりしました。こんなにいるとは思いませんでした。それだけの子供が、毎日来るのは全員ではないと思うんですけれども、たしか児童クラブの教室は3つあったと思うんですね、3クラスに分かれてそれぞれいるわけなんですけれども、それでも大変多い数字であります。条例で定めている子供1人についての占有面積も、当然満たしていない。

こういう状況のもとで、仮に重大な事故が起こって子供に障害が残ったと、あるいは生命にかかわるような状況になったと、こういう事故が起こった場合、町の責任、これを問われることはないですか。それから、現場で働く指導員の先生の責任、こういうことも問われることはないですか。その点はどのように認識をされているのか、伺いたいと思います。

私は、会津若松だったか、会津のほうで保育の先生でしたか、屋根から雪が落ちて遊んでいた子供が亡くなったということに関して、保育所の先生の刑事責任が問われると、こういう事例があったというふうに記憶しているんですけども、同様な状況が起きないとも限らないというふうに思います。こういう状況を何とかしようというのが、先ほどの答弁のとおり、指導員を確保して、スペースももっと広げられれば広げてということを検討はしているんですけども、それが実現できないんだというお話でありました。

確かに私も行って見て、4つ空き教室があつて、そこを児童クラブが利用して、もう一つ隣に部屋があるんですけども、そこは理科室なんですね。ですから、特別な部屋で、火を燃やす、家庭科室でしたか。何か火を燃やして、手洗い場がある、クラスの中に幾つもあるような、そういう特殊な部屋だったんですね。あそこを利用するのはちょっと困難だろうなというふうに思いました。そうするとなかなか、どうやったらいいんだろうという、私も本当にわからないんですよ。ですから、これはぜひ現場の先生方と率直に話し合いをして、いろいろ意見を交換されたらどうなのかなというふうに思います。基本的には子供のためでありますけれども、町にとっても、指導員の先生方にとっても、これは人ごとの話ではないので、ぜひそういう話し合いをしていただきたいというふうに思います。

それから、3点目の側溝のお話をいたしました。私、側溝を昇降口として利用していない子供がいるから落っこちたというふうには理解していないんです。あの南校舎と北校舎の間のスペース、あそこも子供たちの遊び場になっているんです。ですから、あそこで子供たちはたくさん跳ね回っています。そういう中で、子供が落ちてけがをしているのが何人もいるよと、私、そこにいる子供たちに聞いてみたら、そういうふうな答えだったんです。

ですから、あの側溝はふたをするなり、よく見たらU字溝じゃないんで段差が、差があるんですね、高さが。差が10センチぐらいあるんですよ。単純にふたをするのはなかなか難しいかなというふうに思ったんですけども、もし問題あれば埋めたって構わないと思うんですけども、とにかく、あそこに落っこちて何人もの子供がけがをしているという状況を踏まえて、あの側溝をあのままに放置しないという対応を、私はとっていただきたいというふうに思うんですけども、再度お伺いをしたいと思います。

それからもう一つ、備品のことですね。備品のことは、本当に何か中古屋さんの品物を並べたような感じなんです。おやつも私、行ってびっくりしたんですけども、何か古い備品の上に発泡スチロールの魚箱があつたんですよ。あれ何なんですかって聞いたんです。あそこにおやつが入っているんです、置き場所がないんですと、こういう話なんですね。余りにもこれ、大事な子供さんをお預かりする施設としてはひどいので、ぜひ、担当者も日常的には配慮していろいろ考えてくださっているんでしょうけれども、町としても大きな問題だとして位置づけて、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 確かに1点目の登録児童数176人というは、非常に多い数でございます。指導

する指導員さんがいれば、部屋については協議できるのではないかと考えておりますが、一番問題の指導員さんについては、なかなか一日、変則的な勤務になります。毎日対応していただける方がおりません。今、苦肉の策としまして、夏休み期間中については、バスの添乗員さんにもご協力を求めているなどの配慮もしているところではあります。毎日勤務の指導員さんがいないと、どうしてもほかのクラスが開設できないという現状があります。非常に指導員さん、それから子供、保護者のことを考えますと、原点に立ち返って、人数の制限等も検討していかなければならないことも考えられるかなとは思っておりますが、なお今後も検討してまいりたいと考えております。

それから、指導員の先生ともよく係のほうとの協議する場がございますが、そういう中で意見を求めていたところですが、備品等の話については、指導員さんからの話もちろに伝わってこなかったということもございます。ただし、毎年、備品類については更新したり、新たに求めてはきたところではあります。そのスピードについてはもう少し検討していきたいと考えております。

それから、側溝については今現在、一部鉄ぶたがかかっております。雨の日は濡れて非常に滑りやすく危ない、凍結したときも滑って危ない。全体的に鉄ぶたをかけると、逆に危険性についても検討しなければなりませんし、あそこの側溝については、どういう対応ができるかについて、なお現場などを確認しながら検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） おおむね私の思っている問題意識は共有していただけたかなというふうに思いますので、ぜひ現場の先生とよく話し合って、一番いい方法で解決をしていただきたいというふうに思います。

この際ですので、もう一つお伺いしたいんですけれども、冬場になるとあそこの道路から入る門のところ、真っ暗なんです。照明が全くないんです。夏場は問題ないですよ、7時過ぎまで明るいんです。冬になると、冬場になると真っ暗なんです。ですから、やはりあの付近に照明、街灯が私は必要ではないかなというふうに思うんですけれども、その点もぜひ検討をしていただくように、これは申し上げまして質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 児童クラブ入り口の街灯については、既に今年度の予算化になっておりますので、近々設置する予定になっております。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）国保税を国保加入者以外のために使用することは改めるべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） ことしの3月議会の質疑の中で、国保会計のお金でつくった健康カレンダーを国保加入世帯だけでなく、全世帯に配っていることが明らかになりました。また、誰でも使える保健センターの健康器具も国保会計で買っているという答弁もありました。しかし、国保会計は国保加入者を対象とした特別会計で、

全町民を対象にした会計ではありません。しかも、この会計は国保加入者が納めた国保税を基礎に賄われております。したがって、国保会計から健康カレンダーをつくって国保世帯以外にも配ったり、国保加入者以外も使う保健センターの健康器具を購入するのは、筋が違うと思います。

さらに、浅川町国民健康保険条例第9条は、保険事業という項目で、町は被保険者の健康保持、増進のため、次に掲げる事業を行うと定め、保険事業の対象者を国保の被保険者と明確に限っています。そして第11条は、被保険者でない者に9条の保険事業を利用させる場合における利用料は別に定めると規定し、被保険者でない者には費用負担を求めることが前提となっております。したがって、国保会計から国保加入者でない人に健康カレンダーを配ったり、誰でも利用できる保健センターの健康器具を買うことなどは、条例違反の疑いもあります。

国保の保険事業は国保加入者を対象に行い、全町民を対象にした健康のために必要な事業は一般会計から支出するよう、今後改めるべきではないでしょうか。質問通告では、県にも問い合わせをしてきちんとした回答を求めると書きました。県の回答を踏まえて、お答えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをします。

健康カレンダーは、国保の特別調整交付金に該当することから、運動機器の購入は国保特会の事業として取り組まないと、国の保険事業の補助を受けられませんので、それぞれ国保特会から支出したものです。かかる費用については、県に問い合わせたところ、国保以外の世帯については割合で分けるなどの対応をしたらどうかというご意見をいただきましたので、今後検討いたしたいと思います。

運動機器は、国保加入者以外も使うことがあります。町民の方はめぐりめぐって、やがて国保に加入することになります。予防介護と同様、元気な体でやがて国保に加入し、かかる医療費の高騰を抑えるという、将来的な発想も大事なことであります。運動により健康を考える方から利用料をいただく考えはございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大事な点がわかりました。県としては、割合で分けるなどの対応をしたらどうかと、こういうお答えだったんですね。つまり、今のように国保会計でつくったものを全町民を対象に利用させる、あるいは全町民を対象にしたものを国保会計から出して物をつくる、こういうことはやっぱりおかしいよということなんでしょう、県は。そうですよね。はっきりお答えいただきたいんですけども、おかしいから割合で分けるとか何とかしなさいと、こういうことなんですよ。

だったらそういうふうに町の対応は、私すべきだというように思うんですけども、どうも何かそのほかの部分で、今までのようにやっていくみたいなの、そんな話なんですよ。私はおかしい、県が言うようなのが私は筋だと思ふし、町の条例でもそういうふうになっているんだから、きちんとルールどおりやってください、これから。そのことを申し上げたいというように思います。

具体的に、カレンダーは国保の特別調整交付金からつくっていると、そのお金を利用してつくっていると、だから全世帯に配っていいんだという話にならないでしょう。国保の調整交付金というのは、国保の加入世帯のために調整する交付金として支給されるわけでしょう。全く理由にならない、全世帯に配る理由にならない。

それから、健康機器に関しておっしゃった説明も全く同じ。それで、将来は国保加入に入ってくるかもしれない人らなんだから、その人たちの健康保持のために利用させてもいいんだと、こういう話も極めて乱暴な話なんです。だったら、将来はあんたは国保に入るんだから、今から国保税納めてくださいというのと同じじゃないですか。そういうことは、そういう会計の原則を無視する対応というのは、これは改めていただきたい。

結論的には県が言うように、今のそのやり方はおかしいわけですから、だから国保の保険事業は、国保加入者を対象に行う、この原則に立ち返っていただきたい。全市民の健康づくりにこれは必要だということであれば、一般会計からお金を出してやってくださいよ。そういう事業をどんどんやっていただきたい。私はそのように思うんですけれども、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 健康カレンダーは20年以上になりますかね、つくらせてもらって。これ健康カレンダーのそもそものモデルというのは白河市だったんです。白河市のある家庭に、何か用事あって行ったときに、非常に立派な絵模様も入って、ページめぐりになって、その月の市のいわゆる市民の健康管理の検査とか催しとかが全て入っている。それを見て、こんなものをつくっているんだと、じゃ私の町でもつくればいいねということで、古い課長さんにお話をしてつくったのが始まり。これ非常に町民の皆さん方に、みんな炊事場とか台所にかけて、今月は何、今週は子供の虫歯、あるいは乳児とかあって、非常に皆さん好評ですね。それを私、金の出どころまでは余り確認はなかったのですが、いわゆる保険事業だということで、こちらの金からお金が支出されたんだと思うんです。そのまま何の問題もないように、会計法上は問題だったんですが、ずっと流れてきて、指摘されて、あれは本当だねということ。

だから、やはりこれは今言われているように、被保険者とそうじゃない社会保険等々の家庭の分の家庭比率を分けて、片方は保険事業でもいいけれども、片方は一般会計からその経費を出して、きちっと整理することが正解だと思います。ですから、今度県に指導されて、それはちょっと分けなさいよという指導ですから、これはきちっと支出項目を分けて、それから保健センターの器具も分けたんだけど、あんた来たんだけども足踏み使っちゃだめだというわけにはいかないんで、この辺はちょっと頭の痛いところですね。全然もう国保ではない人たちも、みんなでグループで行ってやって、非常に快適で健康にいいと言われていまして、この辺の購入よりも使用の方法をどういうふうにか、やっぱり知恵を絞って考えなきゃならないなと思っています。

予算措置の分け方はご指摘されたとおり、やっぱりやらなきゃだめだというふうに思っていますので、分けたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大筋ではご理解いただけたのかなというふうに思います。私も長年議員をやっていて、このことについてずっと気がつかなかったの、別に町長だけが気がつかなかったのではないのであれなんですけれども、ぜひ、こういうことが問題だというふうに明らかになった以上は、前向きに取り組んでいただきたい。それから、せっかく買った健康器具を国保の人だけに使わせて、ほかの社保の人とか、共済の人はだめだよと、こういうふうなのはかえってやらないほうがいいと思う。みんなに使ってもらって、これからはあの設備はいろいろ充実していくんでしょから、そのお金は国保のお金じゃなくて、みんなのお金である一般会計

から出していただきたいと、こういう方向でぜひ進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（５）県立石川高校の存続を求める取り組みを今からすべきではないかの質問を許します。

９番、上野信直君。

〔９番 上野信直君起立〕

○９番（上野信直君） 県立石川高校は、進学者の減少から現在は２学級となり、数年後には存続の危機を迎えかねない状況だと聞いております。県立石川高校には、我が浅川中学校からも多くの生徒が進学をし学びましたし、これからも進学希望者は続くと思います。石川管内唯一の県立高校ですから、ぜひこれを存続させるために、他町村と協力しながら、取り組みを今からすべきではないかと思います。そこで、次の３点について伺いたいと思います。

１点目です。地元の石川町では、存続に向けた議論が始まったと聞いていますが、どのような状況なのか、伺いたいと思います。

２点目です。存続させるためには、石川管内５町村が共同して取り組むことが不可欠だと思いますが、５町村間ではどのような方向にあるのか、伺います。

３点目です。我が町としては、この問題についてどう対応するお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをします。

まず１点目ですが、石川町はどう対応するか。１点目については、直接的な取り組みはないということであります。

２点目については、正式にそのような話は、石川５町村で共同で存続に取り組む方向はあるか。正式には議題とか、検討とかは一度もございません。

それから３点目、町はどう対応するのか。実は長い歴史があって、少子化のあおりを受けて、そして県立石川高校は特殊な科がなくて、普通科の構成だということでもあります。どんどん２学級に今減少して、その２学級の生徒を確保することさえもなかなか難しいという状況であります。私の町は直接は所在町村ではありませんが、多くの卒業生を輩出なさって、現在も社会の中核で働いている皆さんが多いわけであります。

そういうことを鑑みて、私はですよ、私は石川地方５町村とか、石川町とかではなくて、ひとつ石川町は本来は在庁町村ですから、石川町からあの高校が１つなくなるということになると、それこそ町の経済、あるいは活況、往来等々に大きなやはり打撃は出てくるんだろうと思うんですね。そういう意味で、石川町が本気になって存続を決めて頑張りたいということとあわせて、むしろ一番大切なのはこれからの行動だと思うんですが、いろいろ立派な同窓会もあります。同窓会役員、会長の皆さんが各地域町村に本来の実情をよく説明をして、これからの存続にかける皆さん方の将来に向かっての意気込みや、あるいは存続にかかわる、それこそ計画等々を、私はお話があれば積極的に学校の存続は、可能かどうかは私の力ではどうにもなりませんけれども、存続に向けての最善の努力をしてあげたいなというように思っています。

○議長（円谷忠吉君） ９番、上野信直君。

○９番（上野信直君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。今、残念ながら現状は公式な話にはなっていない



いと、石川町からも何にも話はないし、5町村間でも協議の議題にはなっていないということですが、本来であれば町村会の場で、石川の町長からこの問題はどうしたものだろうかなということまで話があるべきで、浅川の町長が先に口を出すような性質のものではないかとは思いますが、それとなく水を向けて、ぜひ町村会の議題にして、やはり5町村で一致して存続に向けて対応していこうと、こういうような流れになるように、努力をしていただきたいというふうに思います。

本当に県のほうでもう決めてしまうと、あとはもう動かしようがなくなってしまうということですので、そうなる前に、存続させる方法としては、今の普通科を別な特殊な科にするとか、いろいろあり得るんだろうと思いますけれども、いろんな方向を模索しながら、ぜひ存続に向かって5町村一丸となって取り組めように、町長に頑張ってもらいたいというふうに思うんですけども、最後に伺って終わりにします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 前にも申し上げましたように、本尊は石川ですから、私は余計な心配だと言われるかもしれませんが、あの高校があるかないかで石川町の町勢は全く変わらと思っています。そういう深刻な状況を石川町が受けとめて、そして率先して5町村との協議もする、あるいは学校を現実に運営しておる同窓会の皆さんも数多くいる、それから保護者会もあるという皆さんが、石川町からこういうことで存続をし、継続したいということがあって、それを私が心配はしているんですが、まさか私、中に飛び込んで、あなたの町になくったら大変でしょうとはやっぱり言えないですから、だから私はそういうものがあつたときには、もう存続のためには協力は惜しまないで、全力でやるよということはおし上げておきたいと思っております。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで一般質問は終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時45分